

第25期 第1回滋賀県スポーツ推進審議会

会 議 資 料

令和6年8月27日(火)

滋 賀 県

## 第 25 期 滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

※委員は五十音順（敬称略）

委員氏名	現職等	備考	
太田 千恵子	(一社) 滋賀県障害者スポーツ協会 副会長		
大谷 未央	レイラック滋賀FCレディース 監督 (アテネオリンピックサッカー日本代表)		
門 久仁裕	(公財) 滋賀県スポーツ協会 常務理事		
駒井 亮太	滋賀医科大学医学部生	欠席	新
涌井 努	滋賀県中学校体育連盟 彦根市立南中学校長		新
高田 博之	(公社) びわこビジターズビューロー 事務局次長		
武田 哲子	びわこ成蹊スポーツ大学 スポーツ学部 准教授		
田中 ゆかり	長浜市立伊香具小学校 教諭 (東京パラリン ピックシッティングバレーボール日本代表)	欠席	
土屋 裕睦	大阪体育大学 スポーツ科学部 教授	Web出席	新
永浜 明子	立命館大学 スポーツ健康科学部 教授		
橋本 孝子	総合型地域スポーツクラブ きのもと eye's 会長	欠席	
三好 典子	共同通信社 大津支局長	Web出席	新
森中 高史	滋賀県市長会 守山市長	欠席	
藪田 守彦	HPL 株式会社 代表取締役		新
渡邊 孝宏	滋賀県障害者スポーツ協会 理事 (卓球専門部)		新

委員 15 名 (出席 11 名)

# 第3期滋賀県スポーツ推進計画 概要

## 第1章 計画の基本的事項

### 計画の位置付け

滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。

### 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

### 滋賀県基本構想の目指す2030年の姿

- 誰もが生涯を通じ、様々なつながりの中で自分らしくからだも心も健やかな生活を送っている
  - ・スポーツの習慣などによる健康的な日常生活
  - ・誰もが居場所や生きがいをもち、スポーツ等に親しみながら心豊かに生活
- 滋賀ならではの観光資源等の魅力が発信されていることで、滋賀を訪れる人が増加し、地域が活性化している
- 多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会が実現している

## 第2章 計画策定の背景

### 社会情勢の変化

- 人口減少と高齢化の進展
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- 学校の運動部活動改革に向けた取組
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催
- SDGsとスポーツ

### 第2期計画の取組状況と課題

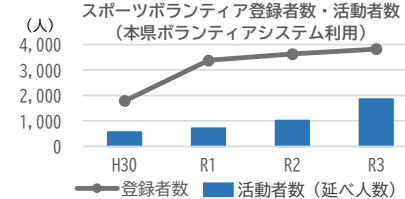
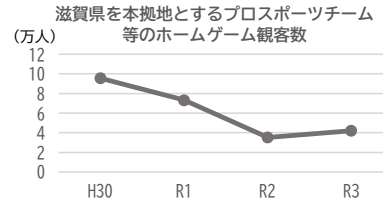
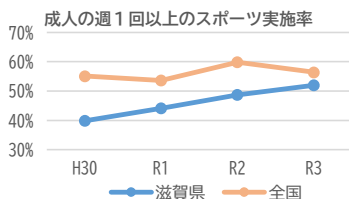
#### 基本方針Ⅰ スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！

- ◆政策1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実
- ◆政策2 スポーツの持つ多様な価値の共有

#### 取組状況

- 「滋賀県民総スポーツの祭典」やオンラインを活用した運動・スポーツ教室、健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用したウォーキングイベントなどを開催し、**県民のスポーツの機会を創出**
- 小・中学校での体育・保健体育の質的向上に向けた授業公開・研究協議や、休日部活動の地域移行に係る実践研究の実施など、**子どもの運動・スポーツ活動の充実**につながる取組
- 障害者スポーツに係る教室や体験イベントの開催など、**障害のある人のスポーツ活動の充実**
- スポーツイベント等での活動機会の提供や研修会の実施など、**スポーツボランティア活動の充実**
- H.P.「しがスポーツナビ」による多様な情報発信や、「しがスポーツ大使」による県民との交流の創出

### 県民のスポーツ活動の状況



※「主な課題」の凡例  
 ・：第2期計画期間中に生じた状況  
 ✓：次期計画に求められる取組

計画策定に向けた3つの視点

#### 主な課題

- ・ **スポーツ実施率の伸び悩み**（特に働き盛りの世代、女性）
- ・ **子どもの運動・スポーツ実施時間の減少、体力の低下**
- ・ 少子化等の影響による一部の運動部活動の維持困難
- ✓ 働き盛りの世代や女性などが気軽に参加できる取組や行動変容を促す取組の推進
- ✓ 子どものスポーツに対する興味・関心を高める取組の強化や、教員の研修や授業研究の充実、スポーツに継続して親しむことができる機会の確保
- ✓ 障害のある人がスポーツを身近な地域で取り組む機会づくり

人

#### 基本方針Ⅱ スポーツの力で「元気な地域」を創る！

- ◆政策3 スポーツ施設・環境の充実
- ◆政策4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

#### 取組状況

- 総合型地域スポーツクラブに対する研修会の実施など、クラブの育成
- スポーツ少年団の指導者養成等の取組に対する支援など、団の育成
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポの主会場や滋賀アリーナなど、**県立スポーツ施設の整備**
- 「ピワイチ」の環境整備など、豊かな自然環境を活用したスポーツ

主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)
総合型クラブで指導する有資格指導者数	267人(H28)	229人	280人	283人	396人	370人以上
県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617,409人(H26)	583万人	570万人	348万人	411万人	730万人以上
スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数(歴年)	1,002万人(H28)	1,091万人	1,105万人	795万人	876万人	1,200万人以上
滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	60,844人(H29)	95,753人	73,262人	35,211人	42,174人	100,000人以上

#### 主な課題

- ✓ **総合型クラブやスポーツ少年団など身近なスポーツをする場の充実**
- ✓ わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた施設整備の着実な推進
- ✓ ピワイチや湖上スポーツ等、アウトドアスポーツの情報発信
- ✓ 県内プロスポーツチームによる発信やスポーツイベント時の観光プランの提供など、**スポーツを通じた本県の魅力発信**

地域

#### 基本方針Ⅲ スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

- ◆政策5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大
- ◆政策6 地域の特性を生かした大会レガシーの創出

#### 取組状況

- 次世代アスリート発掘育成事業「滋賀レイキッズ」の実施や、トップアスリートの県内就職を支援する職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」の開設など、**選手の育成・強化等を推進**
- 東京オリパラの事前宿泊の受入れなど、**ホストタウン相手国との交流を推進**
- 競技会場となる市町への支援や、大会テーマソングの発表等を通じた機運醸成など、**わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備を推進**

主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)
国体総合順位	39位(H29)	31位	30位	-	-	8位以内
県障害者スポーツ大会の参加者数	773人(H29)	757人	708人	150人	562人	1,000人以上
オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	3市(H28)	5市	5市	5市	5市	6市町以上

#### 主な課題

- ✓ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の着実な準備
- ✓ わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた**県全体の競技力の底上げ**
- ✓ **大規模大会の開催を契機とした開催競技の地域への定着や大会運営等のノウハウの磨き上げ、未来への継承**

大規模大会



～滋賀の強みやチャンスを生かした施策展開～

**強み**  
豊かな自然 歴史・文化 地の利 (スポーツ関係では…) **新たな施設の完成**  
大学(スポーツ系学部)等との連携

**チャンス**  
大規模大会が連続して開催

(将来像)

**1 県民誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しんでいる**  
子どものスポーツの充実 障害者スポーツ推進 指導者育成  
自然・文化と組み合わせたスポーツの推進 女性参画

**2 多様な連携・協働等により活力が生まれている**  
大学等とのより一層の連携・協働 新たな施設の活用

**3 大規模大会の成果が根付いている**  
競技水準定着 シンボルスポーツ定着 運営ノウハウ継承  
スポーツを支える文化の定着 スポーツによる共生社会の実現

**目指す姿**

**スポーツで滋賀を元気に！感動を未来へ！**

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、感動を共有し、互いに連携・協働することを通じて、地域に誇りや愛着を持ち、健やかで豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

第3章 計画の目指す姿・基本方針等 / 第4章 今後5年間の具体的展開方策

基本方針	施策	展開方策	指標【目標値】	
I 「健やかで豊かな生活」をつくる 【人】	1 生涯にわたるスポーツ活動の充実	(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進 (2) 女性や働き盛りの世代に対する参加促進 身近な場所でのスポーツ機会の拡充 / スポーツボランティア活動の参加促進 (3) 健康寿命延伸に向けた取組の推進 (4) スポーツの持つ多様な価値の発信 (5) トップアスリートとの交流機会の創出 (6) スポーツイベント等におけるボランティア活動の促進 (7) 総合型地域スポーツクラブの育成 (8) 指導者の育成等 (9) 公共スポーツ施設の充実・活用 (10) ICTの活用	滋賀県民総スポーツの祭典の開催 / ICT等の活用によるスポーツのきっかけづくりや習慣化 気軽に取り組める機会づくり / 運動・スポーツの効果の発信 / 団体等における女性の活動の促進等 ホームページやSNSによる情報発信/プロスポーツチーム等との連携による情報発信/スポーツに係る功績の情報発信 しがスポーツ大使と子どもたちをはじめとする県民との交流に対する支援 今後の大規模大会を見据えた研修等の実施・活動機会の提供 総合型クラブの機能充実 / 広域スポーツセンターの活動充実 / 組織体制・ガバナンスの確立 公認スポーツ指導者の育成支援 / 県内の指導者情報の活用に向けた取組 県立スポーツ施設の充実・活用 / 県立都市公園等のスポーツ施設の利用 スポーツイベントや県立スポーツ施設におけるオンライン手続の活用	◎成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率 【男女ともに70%以上】 ◎スポーツボランティア参加者数 【3,800人以上】 ◎公認スポーツ指導者数【4,300人以上】 ◎国体・国スポの監督に占める女性の割合 【25%以上】 ◎県内の公共スポーツ施設(社会体育施設・都市公園等)における運動施設の利用者数 【880万人以上】
	2 子どもの運動・スポーツ活動の充実	(1) 子どもの運動(遊び)・スポーツ活動の機会の拡大 (2) スポーツ少年団の育成 (3) 小・中学校における体育・保健体育の授業改善 (4) 中学・高校生の運動機会の充実	幼児の運動遊びの充実 / 小・中学生の体力向上 スポーツ少年団活動の充実 / 指導者の確保・資質の向上 授業内容の充実 / 指導力の向上 / 望ましい生活習慣の定着 運動部活動の充実 / 指導者の育成 / 運動部活動の地域連携・地域移行	◎「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 【小学5年生】【男子74.0%以上 女子54.0%以上】 【中学2年生】【男子62.0%以上 女子45.0%以上】
	3 障害のある人のスポーツ活動の充実	(1) 障害のある人の参加機会の拡大と定着 (2) 障害者スポーツの理解促進 (3) 競技を志向する人への情報提供	スポーツ大会等の開催 / 地域における参加機会づくり / 指導者・ボランティアの養成 / 県立スポーツ施設等におけるバリアフリーの促進 障害者スポーツの啓発 / スポーツ施設管理者等の意識の醸成 活動充実のための相談対応・競技情報提供、競技紹介や魅力の普及等	◎障害者の週1回以上のスポーツ実施率 【50%以上】 ◎県障害者スポーツ大会等の参加者数 【1,600人以上】 ◎公認障がい者スポーツ指導者数【490人以上】
II 「活力のある地域」をつくる 【地域】	4 スポーツを通じた連携・協働の推進	(1) 地域とスポーツ団体等との連携・協働の推進 (2) 大学や企業、プロスポーツチーム等との連携・協働の推進	子どもの運動・スポーツ活動の推進 / 障害者スポーツ関係団体等との連携・協働 / 健康づくり・交流機会の拡充 大学や企業との連携 / プロスポーツチーム等との多様な連携	◎アスリートを採用した県内企業数【64社以上】 ◎県内のプロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数【90件以上】
	5 スポーツを生かした地域の活性化	(1) 豊かな自然環境や文化財等の観光資源を活用したスポーツの推進 (2) スポーツツーリズムの推進 (3) スポーツイベント等を生かした地域の活性化 (4) プロスポーツチーム等を生かした地域の活性化	自然環境や文化財等を活用したスポーツの推進 / 琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進 官民連携によるスポーツイベント開催に合わせた旅行商品の造成等 びわ湖マラソンやBIWAKOクロカン、全国中学校駅伝大会、朝日レガッタの開催 観戦機会の増加等のための情報発信、発信力を生かした本県の魅力発信	◎スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数【1,200万人以上】 ◎滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数【12万人以上】
III 感動を未来へつなぐ 【大規模大会】	6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着	(1) 選手の育成・強化 (2) 指導体制の充実 (3) 強化拠点の構築・環境の整備 (4) 大会後の競技水準の定着	ジュニア選手の育成・強化 / 成年選手の育成・強化・確保 / 女性アスリートの育成・強化 / 障害者スポーツ選手の発掘・育成・強化 指導者の養成・資質向上 / 組織的な競技力向上の推進 強化拠点の構築 / 練習環境の整備・競技用具の充実 / 医学サポート体制の充実 ジュニア選手の発掘・育成システムの継承 / わたSHIGA輝く国スポ・障スポで活躍した選手の定着促進 / 持続的な指導者の確保 / オリンピック・パラリンピック候補選手の活動支援	◎国体・国スポ総合順位 【開催年 優勝、開催後 15位以内】 ◎日本代表強化指定選手数(R5以降の累計) 【オリンピック：125人以上 パラリンピック：100人以上】
	7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承	(1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の開催 (2) レガシー創出・未来への継承	関係者の連携・協働による開催準備・大会運営 / スポーツ活動のきっかけにつながる情報発信 / WMG2027関西の開催準備 シンボルスポーツの創出・継承 / 大会運営等のノウハウの継承 / スポーツを支える文化の定着 / スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組	◎成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率 【男女ともに70%以上】(※再掲) ◎スポーツを観戦した県民の割合(テレビ観戦などは除く)【40%以上】 ◎スポーツボランティア参加者数 【3,800人以上】(※再掲)



第3期滋賀県スポーツ推進計画における指標（最新数値入力）

新たな指標 従来の指標の改善

基本方針	施策	指標	直近5年間の最高値	計画策定時(基準値)	R5	目標値(R9)	設定理由	
Ⅰ「健やかで豊かな生活をつくる」	生涯にわたるスポーツ活動の充実	成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男55.2% 女48.6% (R3)	男55.2% 女48.6% (R3)	男54.9% 女49.3%	男女とも70%以上	スポーツの機会の創出・拡充等の取組を通じ、スポーツを「する」県民の拡大を目指す観点から設定	
		スポーツボランティア参加者数（延べ人数）	1,867人 (R3)	1,867人 (R3)	1,300人	3,800人以上	着実に登録者数を増やしてきたスポーツボランティアの活動促進を図る観点から設定	
		公認スポーツ指導者数	3,294人 (R4)	3,294人 (R4)	3,997人 (2023年10月)	4,300人以上	生涯にわたるスポーツ活動の充実に重要となる指導者の養成を図る観点から設定	
		国体・国スポの監督に占める女性の割合	16% (R4)	16% (R4)	12%	25%以上	スポーツの分野における女性参画の促進を図る観点から設定	
		県内の公共スポーツ施設（社会体育施設・都市公園等における運動施設）の利用者数	-	7,630,300人 (H30)	7,455,398人	880万人以上	スポーツに取り組む際の重要な「場」である施設の充実・活用を図る観点から設定	
	子どもの運動・スポーツ活動の充実	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【小5】 男子73.4%(H29,30) 女子53.7%(H29) 【中2】 男子61.4%(R1) 女子44.7%(R1)	【小5】 男子67.2% 女子50.1% 【中2】 男子58.8% 女子39.5% (R4)	【小5】 男子71.7% 女子50.3% 【中2】 男子59.8% 女子36.3%	【小5】 男子74.0% 女子54.0% 【中2】 男子62.0% 女子45.0%	子どもの頃からの運動やスポーツへの愛着や意欲の醸成を図る観点から設定	
		障害のある人のスポーツ活動の充実	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.4%	38.4% (R4)	38.4% (R4)	50%以上	参加機会の拡大等を通じ、スポーツに取り組む障害者の拡大を目指す観点から設定
			県障害者スポーツ大会等の参加者数（延べ人数）	1,468人 (H29)	899人 (R3)	1,796人	1,600人以上	同上
		公認障がい者スポーツ指導者数	360人 (H29)	345人 (R3)	383人	490人以上	障害者の取組を支える指導者の養成を図る観点から設定	
	Ⅱ「活力のある地域をつくる」	スポーツを通じた連携・協働の推進	アスリートを採用した県内企業数	46社 (R3)	46社 (R3)	60社	64社以上	国スポに向けた企業連携の取組の継続により、将来にわたりスポーツ振興を図る観点から設定
県内のプロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数			-	60件 （プロチーム等：21件 大学：39件） (R3)	98件 （プロチーム等：19件 大学：79件）	90件以上	様々な団体の強みや知見の活用によりスポーツ振興を図る観点から設定	
スポーツを生かした地域の活性化		スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	1,105万人 (R1)	876万人 (R3)	980万人 (速報値)	1,200万人以上	地域資源を生かしたスポーツの推進により交流人口を拡大し、地域活性化を図る観点から設定	
		滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	95,753人 (H30)	42,174人 (R3)	120,900人	12万人以上	同上	
Ⅲ 感動を未来へつなぐ	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着	国体・国スポ総合順位	30位 (R1)	20位 (R4)	17位	開催年 優勝 開催後 15位以内	国スポ障スポ本県開催時に優勝を目指すとともに、本大会以降も競技力の維持を図る観点から設定	
		日本代表強化指定選手数（令和5年度から令和9年度までの間の累計）	-	オリンピック： 21人 パラリンピック： 17人 (R3年度単年の指定選手数)	オリンピック： 18人 パラリンピック： 28人	オリンピック： 125人以上 パラリンピック： 100人以上	国スポ障スポ以降も競技力の維持を図る観点から設定	
	地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承	成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率（再掲）	再掲	再掲	再掲	再掲	「する」スポーツの推進の状況を図る観点から設定	
		スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）	-	21.5% (R4)	21.9%	40%以上	「みる」スポーツの推進の状況を図る観点から設定	
スポーツボランティア参加者数（延べ人数）（再掲）		再掲	再掲	再掲	再掲	「支える」スポーツの推進の状況を図る観点から設定		

# 第3期滋賀県スポーツ推進計画 に基づく施策の実施状況説明書

令和6年8月

## 1 第3期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成27年12月に公布、施行した滋賀県スポーツ推進条例に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「第3期滋賀県スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を令和5年3月に策定した。

### (1) 目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、感動を共有し、互いに連携・協働することを通じて、地域に誇りや愛着を持ち、健やかで豊かな生活を営むことができる共生社会の実現  
ースポーツで滋賀を元気に！感動を未来へ！ー

### (2) 基本方針

- I 「健やかで豊かな生活」をつくる
- II 「活力のある地域」をつくる
- III 感動を未来へつなぐ

### (3) 施策

「人」「地域」「大規模大会」の視点から7つの施策を掲げる。

- 1 生涯にわたるスポーツ活動の充実
- 2 子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 3 障害のある人のスポーツ活動の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働の推進
- 5 スポーツを生かした地域の活性化
- 6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着
- 7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

## 2 進行管理

### (1) 達成率の算出方法について

推進計画策定時の現状を基準にして、目標数値に対する令和5年度の達成率を表している。

【 $(\text{実績} - \text{基準}) / (\text{目標} - \text{基準}) \times 100$ 】

※達成率がマイナスとなったものについては「0%」、100を超えたものについては「100%」としている。

### (2) 評価について

滋賀県基本構想実施計画（第2期）に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」、未集計は「N」として表している。

ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和5年度が推進計画の1年目に当たることから、20%以上のものは「A」、20%未満のものは「B」として表している。

### 3 施策の実施状況

(基本方針 I) 「健やかで豊かな生活」をつくる

(施策 1) 生涯にわたるスポーツ活動の充実

#### 【施策目標】

年齢や性別、障害の有無を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」自分らしくスポーツを楽しめるよう、機会の創出・拡充や環境の整備を図る。

指 標	計画 策定時	現 状				目標	達成 率 (%)	評価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
I 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	1 生涯にわたるスポーツ活動の充実								
①	成人（男・女）の週 1回以上のスポーツ実 施率	男性 55.2% 女性 48.6% (ともに R3)	54.9% 49.3%	— —	— —	70%以上 70%以上	0 3.3	B B	
②	スポーツボランティ ア参加者数（本県ボ ランティア登録シス テム利用）	1,867人 (R3)	1,300人	—	—	—	3,800人 以上	0	B
③	公認スポーツ指導者 数	3,294人 (R4)	3,997人	—	—	—	4,300人 以上	69.9	A
④	国体・国スポの監督に 占める女性の割合	16% (R4)	12%	—	—	—	25% 以上	0	B
⑤	県内の公共スポーツ施 設（社会体育施設・都 市公園等における運動 施設）の利用者数	7,630,300人 (H30)※コ ロナ禍前	7,455,398人	—	—	—	880万人 以上	0	B

#### 【施策の総括】

成人の週1回以上のスポーツ実施率は長期的にみると増加傾向にあるものの、令和5年度実績は、令和3年度の基準値よりも男性は微減、女性は微増となった。また、年齢別では20歳台



から40歳台までの世代の実施率が低くなっている。

スポーツボランティア参加者数については、令和3年度の基準値よりも減少することとなったが、ボランティア登録システムの登録者数は増加している。

公認スポーツ指導者数については、順調に増加しており、スポーツ活動の充実や安全かつ効率的にスポーツに取り組む体制が充実してきている。

国体・国スポの監督に占める女性の割合については、講習会の実施等の取組を行ったものの、結果的に令和3年度の基準値よりも減少した。

県内の公共スポーツ施設（社会体育施設・都市公園等における運動施設）の利用者数については、利用者が増加した施設があったものの、減少した施設もあったため、全体としてはコロナ禍前の利用者数には届かなかった。

生涯にわたるスポーツ活動の充実に向けて、県民の誰もが生涯にわたり自分らしくスポーツに取り組むことができるよう、「する」「みる」「支える」各場面でスポーツに親しむ機会の創出・拡大や環境整備を進めていく。

#### 【施策の実施状況および今後の方向性】

##### (1) 県民総スポーツの機会づくりの推進（条例第10条、第11条）

###### ア 施策の実施状況

県民の誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、令和元年以来4年ぶりに全7部門での開催になった。参加者の応募状況等により一部競技が中止となったが、162種目中157種目が開催され、全体の参加者数は前年度から微減となる31,305人であった。（昨年度参加者数31,441人）

###### イ 施策の今後の方向性

滋賀県民総スポーツの祭典をより一層多くの方々に参加していただける大会にしていく必要があるが、参加者の固定化等が課題である。令和6年度からは、より多くの人が参加できるよう、新種目の追加や親子で参加できる「交流の部」を新設することで内容の充実を図ることとしている。また、さらなる充実を図るため、市町や競技団体等で構成される滋賀県民スポーツ大会検討委員会等で議論を進める。

##### (2) 女性や働き盛りの世代に対する参加促進（条例第11条）

###### ア 施策の実施状況

働き盛り世代のスポーツ実施率の向上に向けて、県内企業の従業員を対象に、びわこ成蹊スポーツ大学が考案した健康増進プログラムを4か月間実践し、体力や身体組成、活動量を継続的に測定して運動効果を検証した。（参加者数のべ1,871人）

また、県内大型商業施設のイベントスペースにて、運動・スポーツに興味・関心を抱いてもらうことを目的としたイベントを開催した。反応力を確認する「棒つかみテスト」や

下半身の筋力を確認する「いす座り立ちテスト」、歩行能力と敏捷性を確認する「TUGテスト」、姿勢改善プログラムを実施し、健康運動指導士が運動・スポーツの必要性等について助言・指導した。（参加者数のべ361人）

女性のスポーツ活動への参加促進に向けては、産科・婦人科系スポーツドクターによる女性アスリート・指導者対象の講習会をのべ3回実施するとともに、育児期の女性選手5名、女性指導者2名に対し国民体育大会や強化練習会の参加時における託児サービス料等を支援した。

#### イ 施策の今後の方向性

健康増進プログラムを実践した企業から好評価を得られたことから、同プログラムを県内の他企業へと横展開し、職場で気軽に体を動かせる環境づくりに取り組むとともに、県内のスポーツ関係団体等とも連携を図り、プログラムの普及を図る。

### (3) 健康寿命延伸に向けた取組の推進（条例第12条）

#### ア 施策の実施状況

運動・スポーツに取り組むきっかけづくりや習慣化を目的として健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用し、誰もが気軽に取り組めるバーチャルウォーキングや、県内の観光資源を活用した実地ウォーキングイベントを実施した。

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）への選手団派遣や予選大会の開催を支援し、高齢者等の健康づくり・生きがいつくりの活動を推進した。

#### イ 施策の今後の方向性

健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の登録者数は年々増加しており、より多くの登録者がウォーキングに取り組んでいただけるよう、イベントと連携した広報や魅力的なコースづくりに取り組む。

高齢者を中心とする健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図ることを目的に開催される第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）への選手団派遣や予選大会の開催に対し、引き続き支援を行う。

### (4) スポーツの持つ多様な価値の発信（条例第11条、第21条）

#### ア 施策の実施状況

スポーツに関する情報を総合的に発信するサイト「しがスポーツナビ！」に、本県ゆかりのアスリートのインタビューや対談企画、障害者スポーツや大相撲巡業等のスポーツイベントを紹介する記事・動画を掲載し、SNS等も活用して滋賀のスポーツの魅力を発信した。あわせて、施設情報を刷新し、地域や目的に合わせて施設を検索できるよう利便性を高めた。

また、スポーツで活躍された方を表彰する「滋賀県スポーツ大賞」を実施するとともに、

多年にわたるスポーツの普及や選手育成に成果をあげた方を表彰する「滋賀県スポーツ顕彰」を実施し、計 153 者に対して表彰を行い、その功績を広く発信した。

イ 施策の今後の方向性

サイトや SNS で話題性の高い情報をタイムリーに発信するほか、イベントカレンダーで県内プロスポーツチーム等の試合や県後援の各種大会情報を網羅してスポーツを「する」「みる」「支える」ための情報を迅速かつ柔軟に届ける。特設ページも開設し、パリオリンピック・パラリンピックや県内プロスポーツチーム等の情報発信を強化し、サイトの魅力を向上させる。

(5) トップアスリートとの交流機会の創出（条例第11条）

ア 施策の実施状況

現在、50人（団体）のトップアスリートに「しがスポーツ大使」に就任いただいております。各種団体や学校などがスポーツ教室の特別講師や陸上イベントのゲストランナー、人権研修会の講話者等として「しがスポーツ大使」を招聘する取組に対して費用補助を行うことで、県民との交流を促した。（実施件数25件、参加者数 4,333 人）

イ 施策の今後の方向性

わた SH I G A 輝く国スポ・障スポの開催を控え、スポーツをさらに盛り上げるため、スポーツ大使の広報を行いながら、交流機会の積極的な増加を図っていく。

(6) スポーツイベント等におけるボランティア活動の促進（条例第18条）

ア 施策の実施状況

県内で開催する大型スポーツイベント等に向け、スポーツボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクター SH I G A」に、令和 5 年度末時点で 4,609 人に登録をいただいている。（昨年度末登録者数 4,115 人）

スポーツボランティア文化の定着を図ることを目的に、行政やプロスポーツ団体等で構成された「しがスポーツボランティア協議会」がボランティアに関する基礎知識や救命救急講習など多様なジャンルの研修を実施（研修実施回数 9 回）したほか、各種団体等が主催する大会やイベント等について活動の場を提供した。（活動者数のべ 1,300 人）

また、平昌五輪女子団体パシュート・マススタートで日本女子選手初の 2 冠を達成したスピードスケートの高木菜那氏をゲストに招き、ボランティア同士の交流会を開催したことにより、活動促進につながる機運の創出ができた。

イ 施策の今後の方向性

今後予定されている大規模スポーツイベントでボランティアとして活躍していただくために、研修等を通じてスポーツボランティアの養成を進めていくとともに、参加意欲の向上を図るため、多様なスポーツイベントでの活動機会の提供に取り組んでいく。

(7) 総合型地域スポーツクラブの育成（条例第17条）

ア 施策の実施状況

一人ひとりの興味関心や競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型の総合型地域スポーツクラブを育成・支援するためのアシスタントマネージャー研修会を開催したほか、クラブアドバイザーをクラブに派遣し、運営や活動に対して助言を行った。また、令和4年度から総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度が始まり、登録申請を促すことで県内55クラブのうち29クラブが登録された。

イ 施策の今後の方向性

総合型地域スポーツクラブの自主的かつ自立的な運営に向けて、後継者の確保や指導者の育成を図る。また、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録申請を促すとともに、学校部活動の地域移行に関する情報共有や議論を進める。

(8) 指導者の育成等（条例第19条）

ア 施策の実施状況

公認スポーツ指導者については、スタートコーチ養成講座等を開催したことにより、公益財団法人日本スポーツ協会による公認スポーツ指導者資格を取得者数は年々増加しており、令和5年度末の登録者数は3,997人となった。（昨年度末登録者数3,294人）

また、競技力の向上に向けた強化拠点校に優秀指導者を派遣する制度については、対象校を17校18部とし、専門的な競技指導のできる指導者の配置を行い、継続して選手への指導ができる体制を整備したほか、わたSHIGA輝く国スポに向け競技団体等が実施する強化事業に、高い見識と指導力を持つ優秀な指導者を招聘し、指導実践を通して選手の競技力向上、県内指導者の資質向上を図った。

あわせて、競技団体の指導力と組織力強化を図るため、各競技団体のプロジェクトチームリーダーを集め、専門の講師による研修会を開催した。

イ 施策の今後の方向性

引き続き公認スポーツ指導者数の増加を図るとともに、わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向け指導体制の充実を図り、「スポーツ特別指導員」などのアスリートが大会終了後も滋賀に残り指導者として活躍できる条件整備に取り組む。

あわせて、女性アスリートや女性指導者が直面する課題の解決に向けた事業を引き続き実施し、大会での活躍や指導者としての資質向上につなげる。

(9) 公共スポーツ施設の充実・活用（条例第20条）

ア 施策の実施状況

わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けて、会場となる施設の整備を進めた。主会場

となる彦根総合スポーツ公園の再整備については建築・造成工事等を進めており、令和4年12月には第1種・第3種陸上競技場が完成し、それぞれ「平和堂HATOスタジアム」、「平和堂げんきっこフィールド」として、令和5年4月から供用を開始した。アリーナ整備については、令和4年9月に整備が完了し、「滋賀ダイハツアリーナ」として12月から供用を開始した。また、草津市に対して県が財政支援した草津市立プールの整備については、「インフロニア草津アクアティクスセンター」として令和6年8月に供用を開始した。

#### イ 施策の今後の方向性

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの競技会場としてだけでなく、県民のスポーツ・健康づくりの中核施設となるよう、また、プロスポーツ等の試合の開催や大会の誘致により地域活性化の拠点となるよう周辺環境等にも配慮しながら施設の活用を進めていく。

また、県立スポーツ施設のネーミングライツパートナーや広告事業等を活用した歳入確保を図っていく。

### (10) ICTの活用

#### ア 施策の実施状況

ICTを活用した施設管理業務の効率化に向けた取組として、職員が行っていた予約管理業務のうち、関西みらいローイングセンター（県立琵琶湖漕艇場）会議室の予約管理について、ローコードツールを用いたシステム化を進め、ホームページに予約状況が自動で表示されるようにした。これにより、利用者はオンラインで空き状況が確認でき利便性が向上したほか、施設管理者の電話による問い合わせ対応にかかる業務も軽減できた。

#### イ 施策の今後の方向性

現在はシステム化対象施設が一部のみであることから、今後対象施設の拡大を図り、さらなる業務改善を進める。

(施策2) 子どもの運動・スポーツ活動の充実

【施策目標】

全ての子どもが大人になっても楽しめるスポーツに出会い、体を動かす楽しさを実感し、継続して取り組める環境をつくる。

指 標	計画策定時	現 状				目 標	達成率(%)	評価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
I 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	2 子どもの運動・スポーツ活動の充実								
⑥	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【小学5年生】 男子69.1%	71.7%	—	—	—	74.0% 以上	53.1	A
	【小学5年生】 【中学2年生】	女子51.8% (ともにR4)	50.3%	—	—	—	54.0% 以上	0	B
		【中学2年生】 男子59.8%	59.8%	—	—	—	62.0% 以上	0	B
		女子38.2% (ともにR4)	36.3%	—	—	—	45.0% 以上	0	B

【施策の総括】

「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合は、令和4年度と比較し、小学5年生男子は微増、中学2年生男子は横ばい、小学5年生女子と中学2年生女子は減少した。

児童生徒が「運動・スポーツは楽しい」と感じるよう、青少年の運動・スポーツ機会の提供や体育の授業改善を行い、「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の育成に努める。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の機会の拡大（条例第13条、第14条）

ア 施策の実施状況

幼稚園・認定こども園等や県内市町で行われるイベント等に運動遊び指導者（プレイリーダー）を派遣し、滋賀県が作成した運動遊びプログラム「PIC」を通じて、運動遊び

の重要性や魅力を伝え、子どもたちが発達段階で必要な「動き」を獲得することによる将来の運動能力の向上とスポーツ振興を図った。

また、県内小学校児童が体育の授業以外の時間でも運動に取り組めるよう、共通の運動種目に取り組んだ記録をホームページに掲載し、活動を活性化しながら「チャレンジランキング」を実施した。活用喚起を図りつつ、情報へのアクセスのしやすさや記録の更新頻度を高めたことにより、前年度よりも参加者数が増加した。

#### イ 施策の今後の方向性

「PIC」を様々なイベントで普及啓発し、多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育めるよう取組を進める。

また、子どもの体力向上に向け、「チャレンジランキング」に多くの児童が取り組みやすくなるよう、ペアや個人でも取り組み、準備が簡単で記録をすぐに確認できる運動種目を選定して、種目数を増やし、市町教育委員会を通じた活用喚起等により取組を活性化して、運動の習慣化に努める。

### (2) スポーツ少年団の育成（条例第13条）

#### ア 施策の実施状況

県スポーツ協会が主催するスポーツ少年団のリーダーを育成する「ジュニア・リーダースクール」やスポーツ少年団員の交流活動を推進する「スポーツ少年大会」、「スタートコーチ養成講習会」の開催を支援し、地域のスポーツ少年団で模範となって活動する団員とスポーツ少年団の理念を習得した指導者を育成した。

#### イ 施策の今後の方向性

スポーツ少年団の指導に当たり、公認のスポーツ指導者の資格が必要となったため、引き続き、県スポーツ協会が実施するスポーツ少年団の指導者養成に対して支援を行う。また、スポーツ少年団の活動が勝利至上主義から脱却し、自発的な運動から得られる「楽しさ」を享受できる機会となるよう、県スポーツ協会等と連携し地域に根差したスポーツ少年団の育成と活動の活性化を図る。

### (3) 小・中学校における体育・保健体育の授業改善（条例第14条）

#### ア 施策の実施状況

小学校では、県小学校体育連盟体力向上専門部と連携して、授業実践交流研修会を行ったほか、体育科を研究教科としない教員を対象とした指導力向上のための研修を実施し、授業の充実を図った。

中学校では、学習指導要領に即した授業改善を推進するとともに、授業改善の枠組みとして作成した「滋賀モデル（单元ごとの指導計画等）」を活用し、運動への愛好的な態度の育成と体力の向上を重視した授業となるよう、授業者への助言等を行った。



#### イ 施策の今後の方向性

体育の授業改善サポートや小学校教員対象の授業実践交流研修会等について、引き続き実施するほか、幼稚園・こども園・保育所・小学校等の教員・保育士を対象とした指導力向上のための研修会に大学教授を招聘し、幼児期から児童期への系統性を踏まえた研修内容の実技研修を行うことにより、授業改善を図る。

中学校では、学習指導の質の向上と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりができるよう、学校訪問を行い、授業の分析と改善をサポートしていく。

#### (4) 中学・高校生の運動機会の充実（条例第14条）

##### ア 施策の実施状況

運動部活動については、日々の活動をはじめ、滋賀県中学校体育連盟主催の大会、滋賀県高等学校体育連盟主催の大会、また、全国高等学校野球選手権滋賀大会を予定どおり開催できた。

部活動指導員（運動部）を市町立中学校78名（47校）、県立学校37名（26校）に配置し、部活動の指導体制の充実を図った。また、中学校・高等学校の教員を対象に、体罰防止および合理的・科学的指導方法の普及を目的とした研修会を開催した。（参加者数 170 人）

部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行については、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）に基づき、「部活動の地域移行に関する協議会」等における関連団体や市町担当者等からの意見を踏まえ、令和6年3月に「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」を策定した。

令和5年度は、国の実証事業（委託事業）を活用し、県内8市町（彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町）において地域の実情に応じた取組を実施し、課題の検証を行った。

##### イ 施策の今後の方向性

部活動指導員（運動部）の配置については、運動部員が合理的・科学的な指導を受ける効果や教員（顧問）の働き方改革への寄与のほか、地域と連携した運動部活動の展開が期待できることから、学校や市町教育委員会の意向を踏まえて、拡充できるよう検討する。

また、教員（顧問）や部活動指導員を対象に体罰根絶の意識を根付かせ、合理的・科学的な活動を実践するための研修を継続的に実施する。

あわせて、公立中学校の部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行について、少子化の中でもスポーツに継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行に関する協議会等において関係者の意見を丁寧に聞き取りつつ、国のガイドラインや県の方針に基づき、各市町の実態に応じて部活動の地域連携および地域クラブへの移行に向けた取組を進める。

(施策3) 障害のある人のスポーツ活動の充実

【施策目標】

障害のある人が気軽にスポーツを楽しみ、継続して取り組める環境をつくる。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標	達成 率(%)	評価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
I 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	3 障害のある人のスポーツ活動の充実								
⑦	障害者の週1回以上の スポーツ実施率	38.4% (R4)	—	—	—	—	50% 以上	—	N
⑧	県障害者スポーツ大会 等の参加者数	899人 (R3)	1,796人	—	—	—	1,600人 以上	100	A
⑨	公認障がい者スポーツ 指導者数	345人 (R3)	383人	—	—	—	490人 以上	26.2	A

【施策の総括】

障害者の週1回以上のスポーツ実施率については、スポーツ推進計画の策定時と中間年、最終年に調査を実施することとしており、令和7年度に調査を実施する。

県障害者スポーツ大会等の参加者数については、障害者スポーツ大会に885人、スペシャルスポーツの広場に911人の参加者があり、合計で1,796人であった。

公認障がい者スポーツ指導者数については、県障害者スポーツ協会や県内大学において講習会を開催し、着実に指導者数を増加させることができている。

障害のある人のスポーツ活動の充実に向けて、わたSHIGA輝く障スポの盛り上がりも活かしながら、実施率の向上ならびに認知度の向上に取り組んでいく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 障害のある人の参加機会の拡大と定着（条例第15条）

ア 施策の実施状況

障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブおよび市町障害者スポーツ協会に委託し、障害者スポーツ教室を実施した。（16団体、参加者数のべ2,405人）

例年開催している滋賀県障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会選考会の部として、個人7競技、団体4競技を開催（参加者数のべ682人）するとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツフェスタの部として4競技を実施（参加者数のべ203人）した。

#### イ 施策の今後の方向性

総合型地域スポーツクラブや市町障害者スポーツ協会等を地域の活動拠点の一つとして位置づけ、これまで障害者スポーツ教室に取り組んできたノウハウを共有し、障害者スポーツに取り組む団体を増やすほか、障害者スポーツに取り組める活動拠点の情報を地域の障害のある人に提供できる体制を整備する。

障害者スポーツの体験会や施設管理者等を集めた講習会などを開催し、障害者スポーツの裾野を拡大するとともに、運動部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を見据え、特別支援学校や福祉事業所との連携体制の構築・強化を図る。

また、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会の開催に向けて、誰もが安心して安全にスポーツを楽しめる大会とするために、会場となる県立施設の点字ブロックや案内標示の増設などバリアフリー化の充実を図る。

### (2) 障害者スポーツの理解促進（条例第15条）

#### ア 施策の実施状況

身近な地域で障害者スポーツを体験できる「スペシャルスポーツの広場」を、県内5市（栗東市、東近江市、彦根市、長浜市、高島市）で12回開催したところ911人の参加があり、多くの方に障害者スポーツを体験していただくことができた。（昨年度参加者数628人）

また、障害者スポーツの認知度を向上させ、新たに障害者スポーツに取り組もうとする人や団体に対し、各競技の体験会や指導者講習会を開催した。指導者を育成することで長期的な裾野拡大と理解促進を図った。

#### イ 施策の今後の方向性

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し理解促進事業を継続して実施するため、引き続き、障害者スポーツへの知見を有する団体に事業を委託し、事業の充実化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ等との連携を強化し、広域で障害者スポーツの理解促進が図れるよう体制を整える。

### (3) 競技を志向する人への情報提供（条例第15条）

#### ア 施策の実施状況

パラリンピックやデフリンピックに出場するなど、活躍が期待される優秀な選手に対し必要な情報提供を行うとともに、当該選手の強化活動を支援することにより、競技水準の向上

を図った。（オリンピック・パラリンピック支援事業のパラリンピック等支援選手27名）

イ 施策の今後の方向性

競技としてスポーツに取り組むことを希望する人がより良い環境の中で競技を継続できるよう、引き続き支援を実施していく。

(基本方針Ⅱ) 「活力のある地域」をつくる

(施策4) スポーツを通じた連携・協働の推進

【施策目標】

県民や大学、企業、地域、スポーツ団体等の多様な個人・団体が、スポーツを通じて主体的に連携・協働する。

指 標	計画 策定時	現 状				目標	達成 率(%)	評価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
Ⅱ 「活力のある地域」をつくる									
指 標	4 スポーツを通じた連携・協働の推進								
⑩	アスリートを採用した県内 企業数	46社 (R3)	60社	—	—	—	64社 以上	77.8	A
⑪	県内プロスポーツチーム等 との連携およびスポーツを 通じた大学との連携の件数	60件 (R3)	98件	—	—	—	90件 以上	100	A

【施策の総括】

アスリートを採用した県内企業は令和3年度の基準値よりも14社増加し、60社となった。なお、県競技力向上対策本部が立ち上げた職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」などを活用した結果、令和6年4月の入社選手計30人の就職につなげることができた。

県内プロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数は、スポーツ課および国スポ障スポ大会局を中心にしつつ、人権や健康医療福祉分野等においても連携を進めることができている。

スポーツを通じた連携・協働の推進においては、プロスポーツチームの発信力の高さや大学のスポーツ分野の人材やノウハウを生かすことで、スポーツの推進だけでなく、各種行政施策の振興につなげていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 地域とスポーツ団体等との連携・協働の推進（条例第11条、第17条）

ア 施策の実施状況

県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各市町、各競技団体等と連携して、年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」を通年開催し

た。（参加者数31,305人）

市町のスポーツ推進委員と連携しながら、ニュースポーツの体験やスポーツの取組事例の発表等の各種スポーツ推進に係る事業を実施した。また、高島市民会館で滋賀県スポーツ推進委員研究会を開催し、シンポジウムや事例研修等を通じて推進委員の資質向上に努めるとともに各市町から集まったスポーツ推進委員との交流を図った。（参加者数 315 人）

新型コロナウイルス感染症対策について、県内のスポーツ団体等が「ウィズコロナ」での活動の中で、一定の感染防止対策の支援を行うことで、安全・安心なスポーツ活動の推進ができるよう支援を行った。

#### イ 施策の今後の方向性

滋賀県民総スポーツの祭典にさらに多くの人が参加できるよう、新種目を追加したり、親子で参加できる交流の部を新設したりし、内容の充実を図る。また、さらなる取組について、市町や競技団体等で構成される滋賀県民スポーツ大会検討委員会等で議論を進める。スポーツ推進委員の人材確保と活動の活発化に向けて、市町との連携を強化していく。

### (2) 大学や企業、プロスポーツチーム等との連携・協働の推進（条例第17条）

#### ア 施策の実施状況

高い競技力を有する企業や大学等を指定（16団体25競技）して強化事業を実施し、特別国民体育大会（鹿児島国体）でもボート、ホッケー、バスケットボールの実業団チームや馬術のクラブが活躍した。

また、医科学サポートスタッフを競技団体が実施する強化練習会等に派遣し、滋賀県選手団のコンディション維持に貢献した。

加えて、スポーツ科学に専門的知見を有する立命館大学、びわこ成蹊スポーツ大学に対し、競技力向上にかかる連携強化に向け、具体的な連携内容を明示し協力依頼を行うとともに、わたSHIGA輝く障スポに向け不足するスタッフへの学生の参画について、県内大学に対し協力依頼を行い、競技別練習会への接続を行った。

県内プロスポーツチーム等と連携を図り、試合観戦のきっかけづくりを目的としたスタンプリナーを実施した。また、滋賀レイクスターズのホームゲームを県の冠試合として開催し、その集客力を生かして競技体験会を開催することで、わたSHIGA輝く国スポ・障スポをPRした。

#### イ 施策の今後の方向性

成年選手の競技力の向上に向けて、引き続き、大学・企業等やスポーツ団体との連携・協働に取り組み、サポート体制を充実していく。

特に、大学に対しては、開催まで1年あまりとなったわたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた競技力向上やスタッフ確保への協力依頼を積極的に行うことで連携をより強化

していく。

プロスポーツチーム等とも一層連携を強化するとともに、県や市町の広報媒体も最大限活用して、県民の運動・スポーツへの関心を高め、からだと心の健康づくりや運動・スポーツ実施率の向上につなげていく。



(施策5) スポーツを生かした地域の活性化

【施策目標】

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や観光資源を生かしたスポーツの振興を通じて、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげる。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標	達成 率(%)	評 価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
II 「活力のある地域」をつくる									
指 標	5 スポーツを生かした地域の活性化								
⑫	スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	876万人 (R3)	980万人 (速報値)	—	—	—	1,200万人 以上	32.1	A
⑬	滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	42,174人 (R3)	120,900 人	—	—	—	12万人 以上	100	A

【施策の総括】

スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数は令和3年の基準値よりも104万人増加した。なお、ビワイチ（琵琶湖一周サイクリング）体験者数（推計値）は令和4年比で30.6%増の12.8万人となり、過去最高となった。

滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数は、滋賀レイクスターズとレイラック滋賀FCが観客動員数を伸ばしたことにより120,900人（前年度比約30,000人増）となり、目標に到達した。

スポーツを生かした地域の活性化に向けて、ビワイチをはじめ滋賀の自然環境を生かしたスポーツやプロスポーツチームを盛り上げることにより、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 豊かな自然環境や文化財等の観光資源を活用したスポーツの推進（条例第16条、第17条）

ア 施策の実施状況

びわ湖毎日マラソンとびわ湖レイクサイドマラソンの伝統を引き継いだ新たな市民マラソン大会「びわ湖マラソン」の第2回大会を開催し、県内外から多くの選手に参加いただ

いた。(エントリー数7,593人)

また、希望が丘文化公園においてBIWAKOクロカンを開催するとともに、関西みらいローイングセンターにおいて朝日レガッタを開催した。(BIWAKOクロカン参加者数1,427人、朝日レガッタ参加者数1,049人)

#### イ 施策の今後の方向性

びわ湖マラソンについては、琵琶湖岸を走るコースや滋賀県の特産品の提供により、県内外から参加する多くのランナーの方々にスポーツや滋賀の魅力を発信しながら、地元地域の皆様からもランナーの皆様からも愛される大会として定着を図っていく。

また、朝日レガッタについては本県を代表する伝統ある大会として湖上スポーツの普及と振興に取り組み、BIWAKOクロカンについては希望が丘文化公園の競技環境を活かし、参加者のさらなる拡大に向けて内容の工夫に取り組むなど、さらに充実した大会にしていく。

### (2) スポーツツーリズムの推進(条例第16条、第17条)

#### ア 施策の実施状況

ビワイチについては走行距離や訪れた施設に応じてポイントを貯める機能をアプリに実装し、貯めたポイントに応じて抽選で特典を付与する「サイクリングマイレージ」やデジタルスタンプラリー等の取組により、ビワイチ体験者数の増加や県内の周遊促進を図った。

#### イ 施策の今後の方向性

琵琶湖を一周する「ビワイチ」ルートだけでなく、県内各地の観光地や景勝地などを周遊する「ビワイチ・プラス」ルートをより一層PRするとともに、家族連れやサイクリング初心者を対象としたイベント等を通して、誰もが楽しめる「ビワイチ」を推進する。

### (3) スポーツイベント等を生かした地域の活性化(条例第16条、第17条)

#### ア 施策の実施状況

「びわ湖マラソン」の第2回大会を開催し、琵琶湖岸を走るコースや滋賀県の特産品の提供により、県内外から参加する多くのランナーの方々に滋賀の魅力を発信することができた。

第31回全国中学校駅伝大会を希望が丘文化公園で開催し、全国から中学生ランナーに参加いただき、学校教育の一環として心身ともに健康な生徒の育成および相互の親睦等を図るとともに本県の魅力発信につなげた。(参加校数男女各48校、関係者・応援等約15,000人)

また、新型コロナウイルス感染症の影響により2027年に延期となったワールドマスターズゲームズ2027関西の開催に向けて、改めて大会機運の醸成を図った。

#### イ 施策の今後の方向性

びわ湖マラソンについては、参加者向けオプションツアーや宿泊プランの商品化、また、外国人参加者の募集などにより、滋賀の魅力発信にも取り組みながら、さらに充実した大会にしていく。

全国中学校駅伝大会については、日本中学校体育連盟が主催する競技大会の趣旨を踏まえつつ、滋賀県や開催市の魅力発信に取り組みながら、今後も全国から集まる選手や応援者を温かく迎えられる大会にしていく。

ワールドマスターズゲームズ2027関西については、開催市実行委員会や競技団体の状況の変化を踏まえて課題を整理するとともに、大会の機運醸成に向け組織委員会等と連携して効果的な広報を展開する。

#### (4) プロスポーツチーム等を生かした地域の活性化（条例第11条、第17条）

##### ア 施策の実施状況

県内のプロスポーツチーム等（滋賀レイクスターズ、東レアローズ、レイラック滋賀FC（旧MIOびわこ滋賀））の試合会場において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの広告やのぼりの掲出を行い、両大会の周知と機運醸成を図った。滋賀レイクスターズのホームゲームを本県の冠試合として開催し、国スポ・障スポの競技体験ブースを設けるなどしてPRを展開した。

##### イ 施策の今後の方向性

プロスポーツの盛り上げに一層取り組みながら、県内のプロスポーツチーム等の発信力を活用することで、大規模スポーツ大会の周知や機運醸成を図るとともに、障害者スポーツの理解促進や魅力発信にも取り組んでいく。

(基本方針Ⅲ) 感動を未来へつなぐ

(施策6) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着

【施策目標】

「選手の育成・強化」「指導体制の充実」「強化拠点の構築・環境整備」の取組の推進による競技力の向上や、大会後の競技水準の定着を図る。

指 標	計画策定時	現 状				目 標	達成率(%)	評 価		
		R5	R6	R7	R8	R9				
Ⅲ 感動を未来へつなぐ										
指 標	6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着									
⑭	国体・国スポ総合順位	20位 (R4)	17位	—	—	—	本県開催年度 (R7)：優勝 本県開催後： 15位以内	15.8	B	
⑮	日本代表強化指定選手数(令和5年度(2023年度)以降の累計)	オリンピック	21人	18人	—	—	—	125人以上	14.4	B
		パラリンピック	17人	28人	—	—	—	100人以上	28.0	A
	(令和3年度単年の指定選手数)									

【施策の総括】

鹿児島県にて開催された特別国民体育大会における総合順位は、前年を上回る成績を収めることができたものの、10位以内という目標には届かなかった。

スポーツ特別指導員やふるさと選手など新たに本県選手として出場した選手の活躍により、前回大会を上回る競技得点を獲得できた種目も多く、前回大会を4競技上回る22競技で入賞し競技得点を獲得できた。また、高校1年生となった2025ターゲットエイジが入賞するなど、強化事業の成果は着実に表れている。

今後、開催年の出場想定選手の編成がより明確になってくることから、強化事業の質・量の充実を図り、出場選手を集中的に強化することで、わたSHIGA輝く国スポにおける目標である総合優勝の達成に向け取り組む。

一方、全国障害者スポーツ大会では、個人競技においては前回大会を上回る金メダルを獲得し、団体競技においては、昨年度は参加できなかった3競技が近畿予選会へ参加するなど成果

を得ることができた。

わたSHIGA輝く障スポにおける目標である全種目出場に向け、引き続き不足する選手・スタッフの確保に取り組む。

## 【施策の実施状況および今後の方向性】

### (1) 選手の育成・強化（条例第19条）

#### ア 施策の実施状況

県内在住の小学5年生42人を「滋賀レイキッズ第10期生」に認定し、9期生、10期生に対し育成プログラム（計22日間）を実施したほか、令和4年度から設置している「トライキッズ」に、レイキッズセレクトプログラム受検者の登録を促した。また、競技団体に対し、トライキッズが参加できる事業の実施を働きかけた。

ターゲットエイジの中から強化指定選手として指定証を交付（43競技 793名）し、競技ごとに強化事業を実施するとともに、令和2年度に鹿児島国体の延期により影響を受けた選手に対しても引き続き支援を行った。また、「高校生トップアスリート支援事業」において、本県の代表として活躍が期待できる選手への支援を行い、優秀な選手の県外流出の抑止に努めた。

成年選手については、県スポーツ協会による「スポーツ特別指導員」の雇用や、「SHIGAアスリートナビ」を通じた民間企業雇用などを通じた選手の確保を行うとともに、ふるさと選手を含む、新たに本県選手として出場した選手の活躍により、特別国民体育大会での成年種別競技成績の躍進につなげることができた。

女性アスリートに対する支援の一環として、月経等女性特有の課題を抱える7名の医療機関受診に対し支援を行った。

一方で、わたSHIGA輝く障スポに向けては、新たに34名の選手を確保するとともに、大会強化指定選手を集めた個人種目の強化練習会を拡充するなど支援を強化した。

#### イ 施策の今後の方向性

県スポーツ協会で雇用する「スポーツ特別指導員」をはじめ、上位入賞が期待できる選手のさらなる獲得に努めるとともに、当該選手に対する個人指定強化対策を充実し、さらなる競技力の向上を図る。

また、2025ターゲットエイジの高校進学に伴い、開催年における出場想定選手の編成がより明確になってくることから、これらの選手に対する強化事業の質・量の充実を図り、県代表となる選抜メンバーを集中的に強化することで、少年種別での競技力向上につなげる。

わたSHIGA輝く障スポに向け、なお不足する選手の確保に努めるとともに、大会強化指定選手を集めた強化練習会の人数および内容の充実を図ることで、大会に出場する選手が自信を持って大会に臨むことができるよう取り組む。

## (2) 指導体制の充実（条例第19条）

### ア 施策の実施状況

強化拠点校に優秀指導者を派遣する対象校（部）を17校18部とし、専門的な競技指導のできる指導者の配置を行い、継続して選手への指導ができる体制を整備したほか、競技団体等が実施する強化事業に全国的に優秀な指導者を定期的に招聘し、直接指導を受けることで選手の競技力向上、県内指導者の資質向上を図った。

また、競技団体の指導力と組織力強化を図るため、各競技団体のプロジェクトチームリーダーを集め、研修会を開催した。

### イ 施策の今後の方向性

「スーパーアドバイザーコーチ招聘事業」の対象競技を拡充し、各競技団体の指導体制の充実を図るとともに、県内外の大学等へのアプローチを強化し、将来の指導者となる優秀な選手の確保に努める。

## (3) 強化拠点の構築・環境の整備（条例第19条）

### ア 施策の実施状況

教職員が指導者や選手としてわたSHIGA輝く国スポに向けた競技力向上対策事業に参加する際に生じる所属校への負担軽減のため、教育委員会と連携し県立学校に対する非常勤講師の配置を行った。

アスリートに向けた医科学サポートとして、特別国民体育大会の代表選手を対象とするメディカルチェックの対象を20競技に拡大するとともに、ドーピング防止に向けた「アスリートおくすり手帳」の制作を行った。

障害者スポーツにおいては、「2025強化指定選手・スタッフリスト」に基づくスタッフ確保に取り組み、新たに30名のスタッフを確保することができた。

### イ 施策の今後の方向性

指導者や選手となる教員が所属する学校の負担軽減に向け、非常勤講師の配置等の措置を私立学校に拡大するとともに、トレーナーをはじめとする医科学サポートスタッフの派遣回数拡充、国スポ派遣選手に対するメディカルチェックシステムの全競技での実施、選手や指導者、医療機関等に対するアンチ・ドーピング啓発活動の充実を図る。

加えて、アスリートの活躍情報の積極的広報をさらに進めるほか、市町が行うPRイベント等へのスポーツ特別指導員の参加支援などを通じ、機運の醸成に努める。

## (4) 大会後の競技水準の定着（条例第19条）

### ア 施策の実施状況

次世代アスリートの発掘・育成システム「滋賀レイキッズ」を継続して実施するとともに

に、就職支援システム「SHIGAアスリートナビ」協力企業の拡大に努め、新たに10社の登録を得るなど、大会後も滋賀にとどまることのできる環境整備に努めた。

#### イ 施策の今後の方向性

「滋賀レイキッズ」をはじめ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けて取り組んできた様々な事業や、その過程で得られたノウハウを継承し、レガシーとして残すための議論に着手するとともに、大会終了後も優秀な選手や指導者が滋賀に残り活躍できるよう、民間企業をはじめとする受け皿の確保に向けた発信を強化する。



(施策7) 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

【施策目標】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポやワールドマスターズゲームズ2027関西等の開催を契機として、地域の特性を生かした滋賀らしいレガシーを創出し、未来へ継承する。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標	達成 率(%)	評 価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
Ⅲ 感動を未来へつなぐ									
指 標	7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承								
⑯	成人（男・女）の週1 回以上のスポーツ実施 率 ※再掲	男性 55.2% 女性 48.6% (ともに R3)	54.9%	—	—	—	70%以上 70%以上	0 3.3	B B
⑰	スポーツを観戦した県 民の割合（テレビ観戦 などは除く）	21.5% (R4)	21.9%	—	—	—	40%以上	2.2	B
⑱	スポーツボランティア 参加者数（本県ボラン ティア登録システム利 用）※再掲	1,867人 (R3)	1,300 人	—	—	—	3,800人 以上	0	B

【施策の総括】

成人の週1回以上のスポーツ実施率は長期的にみると増加傾向にあるものの、令和5年度実績は、令和3年度の基準値よりも男性は微減、女性は微増となった。また、年齢別では20歳台から40歳台までの世代の実施率が低くなっている。（再掲）

スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）は、令和4年度から微増となったが、プロスポーツやわたSHIGA輝く国スポ・障スポの盛り上げにより、「みる」スポーツを推進していく。

スポーツボランティア参加者数については、令和3年度の基準値よりも減少することとなったが、ボランティア登録システムの登録者数は増加している。（再掲）

地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承に向けて、2025年（令和7年）に開催するわたSHIGA輝く国スポ・障スポならびに2027年（令和9年）に開催するワールド

マスターズゲームズ2027関西を通して県民が広くスポーツに触れる環境をつくとともに、新たなシンボルスポーツの誕生やスポーツボランティア文化の定着など様々なレガシーを創出していく。

#### 【施策の実施状況および今後の方向性】

##### (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の開催（条例第17条）

###### ア 施策の実施状況

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催に向けて、競技会場となる施設を整備する市町に対して支援を行ったほか、市町と連携した広報啓発活動の展開や公式ポスターの制作、さらに、多くの県民の関わりにより両大会が盛り上がるよう、ボランティアの募集やイメージソングの普及、花育て教室大会の実施などに取り組み、開催の周知と機運醸成を図った。

また、環境に配慮した大会を目指す「わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言」を行った。

###### イ 施策の今後の方向性

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催競技をシンボルスポーツとして定着させ、未来へ継承できるよう関係市町等の取組を支援する。また、同大会に係る各競技会の開催に向けた準備が円滑に進むよう、市町、競技団体に対する支援を行う。あわせて、啓発イベントの開催や屋外広告物の設置等によりさらなる機運醸成を図るほか、「環境に配慮した大会の実施」「おもてなしと滋賀の魅力発信」「誰もが主役として輝ける取組の推進」の3点を独自取組として掲げ、滋賀県ならではの魅力ある大会となるよう準備を進める。

##### (2) レガシー創出・未来への継承（条例第17条）

###### ア 施策の実施状況

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催基本構想において、7つの実施目標ごとに次世代に引き継ぎ、定着を目指すレガシーの創出について、方向性をまとめた。

###### イ 施策の今後の方向性

わたSHIGA輝く国スポ・障スポと同じく2025年に開催される、大阪・関西万博のテーマとして、「いのち輝く未来社会のデザイン」がある。

今後、「輝く」という言葉を共通項にして、県民一人ひとりが輝く未来の滋賀に向けて施策を検討していくため、部局を横断した施策の立案・調整を目的に令和6年4月に立ち上げた「レガシー2025創出推進本部」において議論を進めていく。

# 滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針 概要版

～中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方～

## 1 方針策定の趣旨

本方針は、学校部活動の地域連携および新たな地域クラブ活動への移行について県の考え方を示すもので、本県の公立の中学校（義務教育学校後期課程および特別支援学校中学期を含む）の生徒の学校部活動および地域クラブ活動を主な対象とする。

## 2 本県における部活動等の状況

### ＜中学校の生徒数・部活動等の現状＞

本県の中学校生徒数は、少子化を背景に減少傾向にあり、今後も年齢別人口の状況から減少が予想される。また、運動部は、合同チームによる大会出場が増加している。部の設置数については、運動部は減少し、文化部は増加している。

### 中学校生徒数の推移

【単位：人】

年度	H24	R1	R2	R3	R4	R5
人数	41,274	38,884	38,921	39,339	39,170	39,178

### 部設置数

【単位：部】

年度		R1	R2	R3	R4	R5
運動部	男子	626	628	613	610	588
	女子	609	606	599	589	562
文化部	男子	220	220	231	234	240
	女子	261	266	258	251	256

### 中体連主催大会：合同チーム出場数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
部数	18	22	18	24	35

### ＜部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状、課題等＞

- ・生徒のスポーツ・文化活動を取り巻く環境は、市町または都市部・地方部など地域や競技種目等で様々な状況にある。
- ・県内の生徒のだれもが充実した活動できるよう、生徒が参加しやすい環境を確保することが求められる。
- ・生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ場の確保に繋がるよう、地域の実情に応じて、多様な実施主体や運営団体等の受け皿の充実が求められる。
- ・生徒の適切な活動には、質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していくことが求められる。
- ・競技経験等がない教員や指導を望まない教員がいる一方で、専門的な知識、経験等を持ち指導を希望する者もあり、教員が指導者として活躍できる環境が求められる。
- ・生徒の活動の機会の提供にあたって、適切な活動時間の設定や怪我・事故への対応等、生徒の健康・安全面への配慮が求められる。
- ・生徒の地域におけるスポーツ・文化芸術活動の場の確保へ向けた課題検証等のため、実証事業を実施している。

## 3 県の方針

### (1) 基本的な考え方

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するよう、まずは学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な活動体制づくりを行うとともに、併せて休日の学校部活動から段階的に新たな地域クラブ活動への移行を進めていく。県においては、実証事業における成果や課題、各市町の現状や意向を踏まえるとともに、部活動の地域移行に関する協議会の意見を参考にしつつ、関係者の共通理解の下、各地域の実情に応じてできることから取組を推進していく。

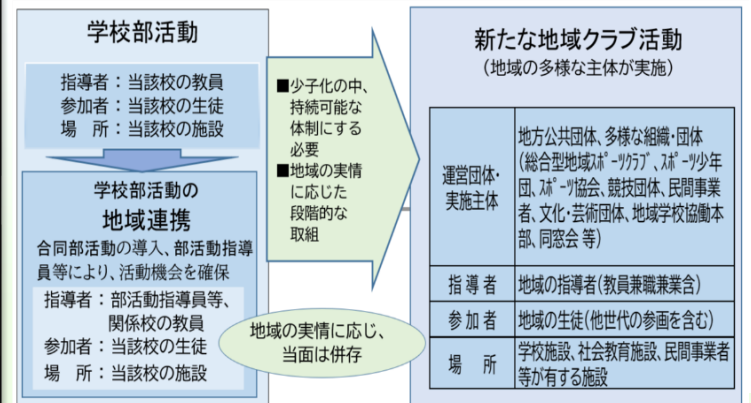
### (2) 目指す姿

将来にわたって本県の子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が、市町や関係機関、スポーツ・文化芸術団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合わせて確保されている。

（実現に向けて求められる要素）

- ① 子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に親しむことのできるよう学校と地域が連携した持続可能な体制の整備
- ② 子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築
- ③ 成長期にある子どもたちが、適切な休養日や活動時間の中で、学校内外の活動、および食事・休養・睡眠等時間のバランスの取れた生活を送ることができる環境づくり

### (3) 学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動



## 4 推進の方策

### (1) 体制づくり

#### ●関係者による連携体制の構築

- ・関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等にて情報・意見交換を行い、緊密に連携する。
- ・コーディネーターを配置し、市町・学校・関係団体等との連携を図る。

#### ●学校部活動の適切な運営・地域連携

- ・生徒にとって望ましい運動・スポーツ・文化芸術活動の環境を構築する観点から、まずは学校部活動の持続可能で適切な運営を図るとともに近隣学校との合同練習等の交流など地域連携の取組を進める。

#### ●運営団体・実施主体の体制整備

- ・新たな地域クラブ活動の受け皿として想定される運営団体・実施主体が、学校と連携し、社会体育・教育施設や文化施設等を利用して、生徒が参加する体制を整えるための、組織の強化や機能の充実を図る。

### (2) 人づくり

#### ●指導者の確保

- ・中学校における部活動指導員や外部指導者などの教員以外の指導者の確保を図る。
- ・スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、一定の要件を満たした地域の指導者を確保する。
- ・県内大学と連携し、大学生が指導者または指導者の補助として関わる体制を検討する。
- ・指導者情報を集約し、指導者を必要とする団体と指導が可能な者の双方が必要な情報を閲覧できる人材バンクシステムを整える。

#### ●指導者の資質向上

- ・多様な指導者研修会の設定や公認指導者制度の周知を図り、質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。
- ・暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶の徹底を図る。

#### ●教員等の兼職兼業

- ・地域クラブ等で指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

### (3) 環境づくり

#### ●健康・安全面等への配慮

- ・生徒の健康や心身の成長に配慮した、適切な活動時間や休養日を設定する。
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償がある保険への加入を推進する。
- ・指導者の問題行動や生徒間での事故やトラブル等があった場合は看過することなく、公平・公正に対処する。

#### ●活動推進のための環境整備等

- ・公立学校の施設利用や、社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用など、利用しやすい環境について検討する。
- ・スポーツ・文化芸術団体や民間企業に対して、保有施設や設備・用具等の活用に関する支援などの協力を求める。
- ・地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動状況等について情報共有等を進める。

#### ●大会等への参加機会の確保

- ・地域クラブや地域連携による複数校合同チーム等が大会等に参加できる環境を整える。

滋賀県における  
学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針

～中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して  
親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方～

令和6年3月

滋 賀 県

## 目次

1	方針策定の趣旨	2
2	本県における学校部活動等の状況	3
	(1) 学校部活動の意義	3
	(2) 中学校における部活動の現状	3
	(3) スポーツ環境の現状	4
	(4) その他部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状、課題等	5
3	県の方針	5
	(1) 基本的な考え方	5
	(2) 目指す姿	6
	(3) 学校部活動の地域連携・新たな地域クラブ活動	6
4	推進の方策	8
	(1) 体制づくり	8
	(2) 人づくり	8
	(3) 環境づくり	9
	<参考>	11
	1. 想定される連携・移行パターンの例	11
	2. 各市町の取組にあたって	12
	3. 地域移行の制度設計の手順	13
	4. 主な取組とスケジュール	16

## 1 方針策定の趣旨

本方針は、国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12 スポーツ庁・文化庁)」(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動の地域連携および新たな地域クラブ活動への移行について県の考え方を示すものである。主な対象としては、本県の公立の中学校(義務教育学校後期課程および特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)の生徒の学校部活動および地域クラブ活動とする。

学校部活動の地域移行は、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

県においては、本県の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築されるよう、市町および各学校の取組等の状況の把握に努め、課題解決に向けて、本方針に基づき、学校部活動の地域連携および新たな地域クラブ活動への移行へ向け継続的な取組を行う。

### ※(参考) 国がガイドラインを示すまでの経過

- ・平成31年1月に、中央教育審議会の答申において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。
- ・令和2年9月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと等が示された。
- ・令和4年6月に、スポーツ庁が設置した有識者会議から、同年8月に文化庁の設置した有識者会議からそれぞれ提言が出され、休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とし、地域の実情に応じた地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進していくこと等が示された。

- ・令和4年12月に、スポーツ庁および文化庁による部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえた国のガイドラインが示され、公立中学校における部活動の地域連携ならびに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動への移行に取り組むとされた。

## 2 本県における学校部活動等の状況

### (1) 学校部活動の意義

学校部活動は、生徒のスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多様な学びの場として生徒の資質・能力の育成に資するものである。

また、学校教育の一環（教育課程外）として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ることや自己肯定感を高めたりするなど、大きな役割を果たしている。

### (2) 中学校における部活動の現状

少子化の進展等に伴い、中学校の部活動を取り巻く状況は、近年大きく変化してきており、中学校生徒数は、過去5年間は増減があるものの平成24年度と比べると減少しており、今後も本県の年齢別人口をみると減少することが予想される。

部活動の加入率は、運動部は減少傾向にあり、文化部は概ね横ばいの状況にある。その状況から、運動部は、合同チームによる大会出場が増加している。また、部の設置数については、運動部は減少し、文化部は増加している。

#### ア 中学校生徒数の推移（5/1 調査）

【単位：人】

年 度	H24	R1	R2	R3	R4	R5
人 数	41,274	38,884	38,921	39,339	39,170	39,178

#### イ 年齢別人口（令和5年4月1日）

【単位：人】

年 齢	15 歳	14 歳	13 歳	12 歳	11 歳	10 歳
人 数	13,693	13,904	13,590	13,649	13,426	13,161
	9 歳	8 歳	7 歳	6 歳	5 歳	4 歳
	12,939	12,719	12,694	12,609	11,968	12,069

#### ウ 学校部活動加入率および部員数

【単位：上段（％）・下段（人）】

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
運動部	68.2	66.9	66.1	65.0	63.0
	26,510	26,057	25,994	25,437	24,764
文化部	19.2	18.9	19.4	19.5	20.3
	7,444	7,358	7,647	7,796	7,822

エ 部設置数 (5/1 調査)

【単位：部】

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
運動部	男子	626	628	613	610	588
	女子	609	606	599	589	562
文化部	男子	220	220	231	234	240
	女子	261	266	258	251	256

オ 中体連主催大会：合同チーム出場数（県中体連春季総体実績）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
部 数	18	22	18	24	35

(3) スポーツ環境の現状

○総合型地域スポーツクラブ

クラブ数は、55 団体（令和 5 年 6 月現在）。

各クラブでは、多世代が、様々なスポーツ活動を展開している。

県内クラブの(公財)日本スポーツ協会(以下、「J S P O」という。)公認スポーツ指導者数：117 人  
 (内訳) 湖西ブロック 24 人 湖東ブロック 13 人 湖南ブロック 54 人  
 湖北ブロック 26 人

○スポーツ少年団

登録数等は、近年、減少傾向にある。

令和 5 年度の登録団員数は、11,748 人。うち、中学生は 869 人。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
登録団数 【団】	438	417	401	392	381
登録団員数 【人】	13,830	12,182	12,547	11,855	11,748
登録指導者数* 【人】	3,845	2,483	2,274	2,267	2,083

\*登録指導者：JSP0 の公認スポーツ指導者資格

○JSP0 公認スポーツ指導者

指導者数は、近年、増加傾向にある。なお、令和 3 年度の指導者 2,948 人のうち、教員は約 400 人（小 15%・中 22%・高 63%）となっている。

【単位：人】

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
公認指導者数	2,672	2,804	2,948	3,294	3,996



#### (4) その他部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状、課題等

- ・生徒のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境は、市町または都市部・地方部など地域や競技種目等により様々な状況にある。
- ・県内の生徒のだれもが充実した活動ができるよう、生徒が参加しやすい環境を確保することが求められる。
- ・生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ場の確保に繋がるよう、地域の実情に応じて、多様な実施主体や運営団体等の受け皿の充実が求められる。
- ・生徒の適切な活動には、質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していくことが求められる。
- ・競技や指導の経験がない教員や指導を望まない教員がいる一方で、専門的な知識や技量、指導経験を活かして、子どもたちの指導を希望する者がおり、こうした教員が指導者として円滑に活躍できる環境が求められる。
- ・生徒の活動の機会の提供にあたって、適切な活動時間の設定や怪我・事故への対応等、生徒の健康・安全面への配慮が求められる。
- ・生徒の地域におけるスポーツ・文化芸術活動の場の確保へ向けた課題検証等のための実証事業を実施している。

### 3 県の方針

#### (1) 基本的な考え方

少子化の進展により、本県中学校の生徒数が減少することが予想されるとともに、学校部活動設置数の減少、学校部活動の加入率・加入数の減、指導者の不足、合同チーム出場数の増加、中体連主催大会（団体種目）への参加数減など、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、学校部活動から地域クラブ活動へ移行することにより、地域での多様な体験や地域の人との豊かな交流等を通じて、新しい価値が創出されることが期待できる。

このことから、地域と連携しつつ、まずは学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な活動体制づくりを行うとともに、併せて休日の学校部活動から段階的に新たな地域クラブ活動への移行を進めていく。

県においては、実証事業における成果や課題、各市町の現状や意向を踏まえるとともに、学校部活動の地域移行に関する協議会の意見を参考にしつつ、関係者の共通理解の下、各地域の実情に応じできるところから取組を推進していく。

## (2) 目指す姿

将来にわたって本県の子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が、市町や関係機関、スポーツ・文化芸術団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合わせて確保されている。

(実現に向けて求められる要素)

- ①子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に親しむことのできるよう学校と地域が連携した持続可能な体制の整備
- ②子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築
- ③成長期にある子どもたちが、適切な休養日や活動時間の中で、学校内外の活動、および食事・休養・睡眠等時間のバランスの取れた生活を送ることができる環境づくり

## (3) 学校部活動の地域連携・新たな地域クラブ活動

### ① 学校部活動の地域連携

ア 学校の設置者および校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 学校の設置者および校長は、中学校、高等学校、大学および特別支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。

ウ 学校の設置者および校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

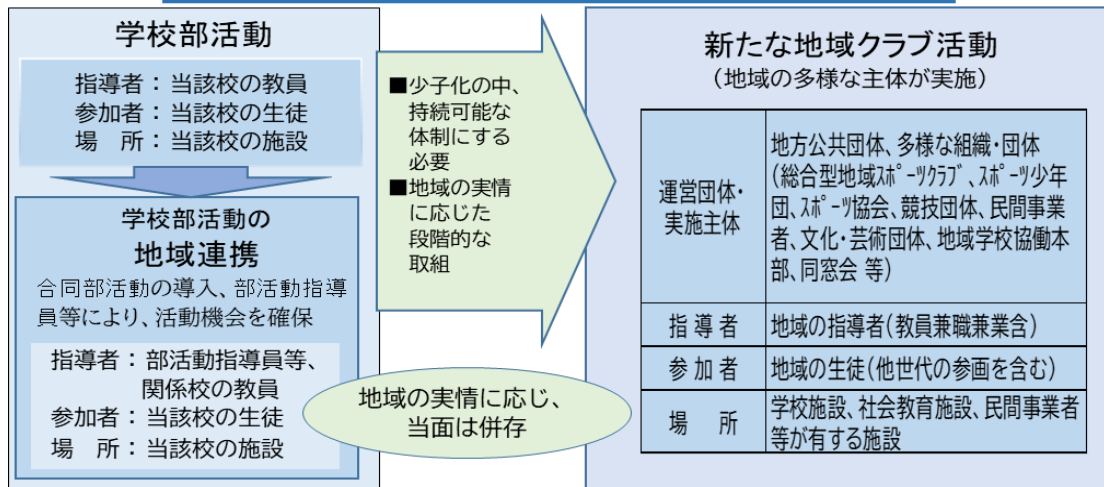
### ② 新たな地域クラブ活動

ア 県および市町は、地域の実情やニーズを踏まえて、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や、心身の健全な育成等に繋がるよう、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たに地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ また、地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。

なお、運営団体・実施主体として、図中の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などが想定される。

## 学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動 全体像



## 4 推進の方策

### (1) 体制づくり

#### ① 関係者による連携体制の構築(協議会等の設置)

ア 県および市町は、スポーツ・文化芸術団体、学校・教育関係団体、保護者、大学、庁内の関係部署等からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。

イ また、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるため、県に統括コーディネーターを置き、必要に応じて県から市町や関係団体へ派遣等により連携を図る。

#### ② 学校部活動の適切な運営、地域連携

学校の設置者および校長は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築する観点から、県がガイドラインとして、地域連携や地域クラブ活動移行の趣旨等を踏まえ改訂(令和5年3月)した「部活動の指導について」に基づき、まずは、持続可能で適切な学校部活動の運営を図るとともに近隣学校との合同練習等の交流など学校部活動の地域連携の取組を進めていく。

#### ③ 受け皿となる運営団体、実施主体の体制整備

受け皿として想定される総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学や郡市スポーツ協会、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体は、学校と連携し、教育的意義を継承した多様な活動に親しむ機会を確保できるよう、社会体育・教育施設や文化施設、運営団体・実施主体の保有する施設を利用して、県および市町も関わりながら、中学校等の生徒が参加する体制を整えるための、組織の強化や機能の充実を図る。

#### ④ 移行のパターン

県は、市町や地域、各学校により、活動していくための環境やニーズなどは様々であるため、一律に取り組み方を定めず、複数のモデルを整理し、選択しながら取組を進めていけるよう支援していく。

### (2) 人づくり

#### ① 指導者の確保

ア 学校の設置者および校長は、生徒のニーズを踏まえた充実した活動に繋がるよう、中学校における部活動指導員や外部指導者などの教員以外の指導者の確保を図る。

イ 県および市町は、スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、一定の要件を満たした地域の指導者を確保する。また、県内大学と連携し、在籍する大学生が指導者または指導者の補助として関わるができる体制を検討する。

ウ 県は、こうした指導者情報を集約し、指導者を必要とする団体(学校・クラブ等)と指導が可能な者(コーチ)、双方が必要な情報を閲覧できる人材バンクシステムを整える。

## ② 指導者の資質向上

ア 県および市町は、スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者に対し、子どもたちの主体性が促されるような指導等を学ぶ多様な研修会を設定し、資質向上に努める。

イ また、J S P Oが定める公認スポーツ指導者制度等の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。

ウ 運営団体・実施団体は、生徒の安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶の徹底を図る。

## ③ 教員等の兼職兼業

県および市町は、地域クラブ等で指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

## (3) 環境づくり

### ① 健康面・安全面等への配慮

ア 運営団体・実施主体は、生徒の健康や心身の成長に配慮し、活動時間は学校部活動に準じ、平日2時間程度、休業日3時間程度、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上)を設定するようにする。

イ また、指導者、参加者に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償がある保険に加入をすることを推進し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

ウ さらに、指導者に暴言・暴力等の問題行動が見られた場合や生徒間で事故やトラブルがあった場合は、看過することなく対処し、必要に応じてJ S P O等の統括団体が設ける相談窓口等を活用し、公平・公正に対処する。

### ② 活動推進のための環境整備等

ア 県および市町は、公立学校の施設利用や、社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用など、利用しやすい環境について検討する。

イ 県および市町は、関係するスポーツ・文化芸術団体や民間企業に対して、保有施

設や設備・用具等の活用に関する支援などの協力を求めていく。

ウ 運営団体・実施主体は、会費について、活動の維持・運営に必要な範囲で検討する。その際、県および市町も関わりながら、生徒が地域クラブ活動に参加しやすい額となるよう留意する。

エ 県および市町は、地域の課題に沿った支援の検討など、家庭の経済状況等にかかわらず、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が得られるよう配慮する。

オ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動状況等に関する情報共有等を進める。

### ③ 大会等への参加機会の確保

参加機会の確保の観点から、大会主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブや地域連携による複数校合同チーム等が中学生の大会に参加できる環境（中体連への参加資格の整理等）を整えていく。

<参考>

1. 想定される連携・移行パターンの例

生徒のスポーツ・文化芸術活動のニーズや地域の環境などの状況は様々であり、地域の実情に応じた取組が求められ、次のような連携や移行、実施主体等のパターン(型)が考えられる。

生徒の活動の場	活動実施主体、指導者による区分	摘要
A. 学校部活動	1 学校部活動(従来型)	当該校の生徒、教員による部活動 (人数確保のための合同チーム編成の場合を含む。)
B. 学校部活動 (地域連携)	1 外部連携・支援型	部活動指導員や外部指導者によるサポートによる部活動
	2 拠点校、拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒が参加する部活動
C. 地域クラブ等活動 (まずは休日)	1 市町主導運営・指導型	市町が地域団体、民間組織等と連携して運営、指導
	2 地域団体等運営・指導型	地域スポーツ団体、学校支援協議会、競技団体等による運営、指導
	3 民間事業者等運営・指導型	地域の民間事業者による指導

※地域の実情や競技種目等により様々な活動の形態等が想定され、当該区分パターンにおいて重複する場合がある。

～それぞれのモデルパターンの例～

A-1. 従来型の例

- ・従来の部活動の運営スタイルを継続する。
- ・人数の足りないチーム同士で合同チームを組む。

B-1. 外部連携・支援型の例

- ・教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。(部活動指導員)

- ・学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を委嘱する。(外部指導者)

#### B-2. 拠点校・拠点施設型の例

- ・A 中学校を拠点校として、B 中学校と C 中学校の生徒が加わり活動する。  
※B、C 中学校には該当部活動がない
- ・A ホールを拠点施設として、A 中学校、B 中学校、C 中学校が合同で活動する。

#### C-1. 市町主導運営・指導型の例

- ・市町がスポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、地域クラブとして活動する。  
(中学校が活動場所となることもあり)

#### C-2. 地域団体等運営・指導型の例

- ・総合型地域スポーツクラブ等の団体が地域クラブとして活動する。

#### C-3. 民間事業者等運営・指導型の例

- ・スイミングスクール等の民間事業者にて活動する。

## 2. 各市町の取組にあたって

- ①各市町においては、他市町の取組を含めた実証事業における成果や課題、今後の動向を見極めながら、関係機関の共通理解の下、市町の実情等に応じて、できるところから移行に向けた取組を推進していく。
- ②各市町においては、スポーツ庁および文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を行うための関係者による協議会を設置する。
- ③学校部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査を行うなどニーズの把握に努める。
- ④各市町の設置した協議会では、県の取組を踏まえて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた指導者の確保や受け皿の整備など環境整備に関する検討を行う。
- ⑤特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。
- ⑥市町の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化芸術団体の指導者等をリストアップする等、指導者としての地域の人材の把握に努める。
- ⑦地域の企業や大学、高等学校等との連携を図る。
- ⑧教員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認したうえで、教員の兼業等について検討する。



⑨単独の市町では実施できない種目等の実施について、近隣市町と連携する。

⑩学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させるとともに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図る。

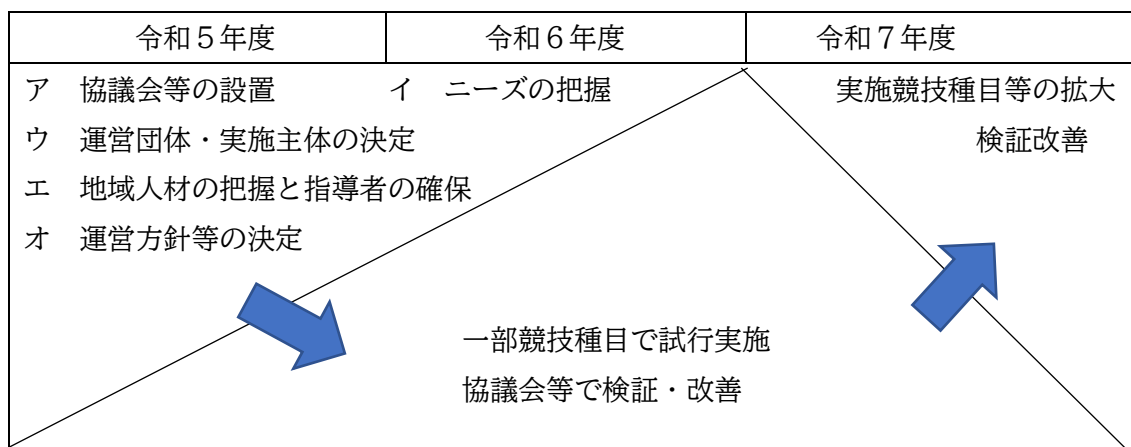
### 3. 地域移行の制度設計の手順

これまで学校主体で行ってきた部活動から、地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次のような段階が想定される。

なお、各段階は一例を示したものであり、地域の実情によって、順序が入れ替わることや省略すること、追加することも考えられる。

市町においては、当該地域の実情等を加味し、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画等を策定するなどした上で、関係者間で協議を重ねていくことが大切と考えられ、進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直ししながら、着実に進めていくことが大切である。

～スケジュール例～



※検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信

#### ア 協議会等の設置

市町において、関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。

#### イ ニーズの把握

協議会等や市町は、部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査を行うなどニーズを把握する。

また、現在、部活動にはない種目等や、レクリエーション志向の活動などのニーズにつ

いても把握し、検討に生かすことも考えられる。

#### ウ 運営団体・実施主体の決定

協議会等や市町は、以下の業務を行うことができる地域クラブ活動の運営団体・実施主体を検討し、既存の団体がある場合は団体と協議の上、決定し、既存の団体がいない場合は新規に設置することを検討することが考えられる。なお、運営が軌道に乗るまでは、市町がサポートすることのほか、市町自身が運営団体・実施主体となることも考えられる。

また、単独の運営団体・実施主体では地域全体の運営を担うことが困難な場合には、複数の運営団体・実施主体が連携し、業務を行うことも考えられる。

- 運営方針、運営方法等の決定  
協議会等が開催する会議との連携
- 活動の周知に係る広報活動
- 参加者の募集、受付
- 活動のマネジメント  
活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続、事故やトラブル発生時の対応 等
- 指導者のマネジメント  
指導者の確保、従事時間管理、報酬支払、研修会実施 等
- 参加者のマネジメント  
出欠管理、安全管理、参加費徴収 等
- 地域、学校、競技団体等との連携
- 活動の評価による運営改善  
参加者および保護者の満足度の把握 等

#### エ 地域人材の把握と指導者の確保

運営団体・実施主体や協議会等、市町は、指導者を確保するために、地域の実情に応じて、以下の対応を検討することが考えられる。

- 地域の人材の把握  
市町の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化芸術団体の指導者等をリストアップ
- 教員の兼職兼業  
希望する教員の兼職兼業の規定や運用の改善
- 人材登録制度の活用  
県が整備した人材バンク等の活用
- 企業・大学等との連携

<p>地域の企業や大学等との連携</p> <p>高校生との合同練習等による高等学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツクラブ、人材派遣会社等との連携</li> </ul> </li> <li>● 近隣市町との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市町と連携し、単独の市町では実施できない種目等の実施</li> </ul> </li> </ul>
--

オ 運営方針等の決定

運営団体・実施主体や協議会等、市町は、地域クラブ活動の実施に当たり、以下の方針等を決定することが大切である。なお、項目によっては、より早期に検討することも考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営方針等の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>いつまでにどのような方策をとるのかといった、方針等について協議し、関係者間で共有</li> </ul> </li> <li>● 活動の種目等の決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在学校で行われている種目をそのまま地域に移すのではなく、地域の実情やニーズを踏まえ、活動する種目等を決定</li> <li>単独地域で実施できない種目については、近隣市町と連携し、活動機会を提供できないか検討</li> </ul> </li> <li>● 休養日と活動時間の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「ガイドライン」や県の「部活動の指導について」に沿った活動時間を設定</li> </ul> </li> <li>● 費用負担の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>指導者の報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体・実施主体の事務に係る費用などを想定</li> <li>生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討</li> </ul> </li> <li>● 活動の開始時期の決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>準備のできた種目、地域から部分的に開始すること、徐々に種目や対象地域を増やしていくことを検討</li> </ul> </li> <li>● 実施要項の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>募集案内等のため、実施要項を作成</li> </ul> </li> <li>● 保険の加入 <ul style="list-style-type: none"> <li>指導者、参加者に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償がある保険に加入をすることを推進</li> </ul> </li> </ul>
--

#### 4. 主な取組とスケジュール

国が改革推進期間と位置付けている令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までにおける主な取組とスケジュール例は以下のとおりである。

柱	方策	取組事項	令和5年	令和6年	令和7年
I 体制づくり	1 関係者による連携体制の構築(協議会等の設置)	協議会を設置し、情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。	設置	地域連携・地域移行に向けた協議	
		県に統括コーディネーターを置き、市町や関係団体への派遣等により連携を図る。	設置		
	2 受け皿となる運営団体、実施主体の育成・充実	運営団体・実施主体が、多様な活動機会を確保し、参加する体制を整えていく。		(実証事業の活用)	
	3 持続可能な地域クラブ活動	他省庁の地域スポーツ環境の整備に関する事業等の活用を検討する。			
		地域クラブ活動を応援する企業の募集等を検討する。			
	4 部活動の適切な運営・指導	「部活動の指導について」のガイドラインを適宜見直していく。		適切な運営・指導に向けて、適宜見直し	
5 移行のパターン	移行に向けた複数のモデルを整理し、選択しながら取組を進めていけるよう支援していく。		(協議会における検討等)		
II 人づくり	1 指導者の確保	指導者を紹介する人材バンクを整え、登録者や各団体の資格取得者数等を把握し情報提供する。	設置		
		県内大学と連携し、在籍する大学生を指導者または指導者の補助ができる体制を検討する。	大学連携検討	大学生の活用	
		充実した活動を補助するため、中学校における部活動指導員を配置する。	必要に応じて配置	必要に応じて配置	必要に応じて配置
	2 指導者の資質向上	質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。			
		多様な研修会を設定し、質の向上に努める。			
		安全の確保や事故防止を図る		(研修会開催等)	
3 教員等の兼職兼業	暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶の徹底を図る。		(研修会開催等)		
	希望する教師等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。				
III 環境づくり	1 成果発表の場としての大会等	地域クラブや複数校合同チーム等が大会に参加できる環境を整えていく。	適宜見直し	適宜見直し	適宜見直し
	2 活動推進のための条件、環境整備等	県立学校の施設利用や、社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用など、利用しやすい環境について検討する。			
		関係団体や民間企業等に対して、保有施設や設備・用具等の活用に関する支援などの協力を求めていく。			
3 健康面・安全面への配慮	生徒の健康や心身の成長に配慮した、適切な活動がされるよう取り組む。			活動時間等の周知徹底	
	怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。			保険加入の推進	

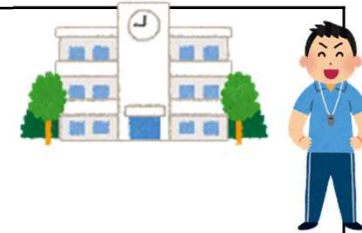
学校部活動の地域連携および  
地域クラブ活動への移行の課題整理

令和6年8月  
滋賀県文化スポーツ部スポーツ課

# 1. 部活動を取り巻く現状と課題

## (1) 学校部活動の意義

- 生徒のスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保
- 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養
- 多様な学びの場として生徒の資質・能力の育成
- 異年齢との交流の中での人間関係の構築
- 自己肯定感を高める



## (2) 中学校における部活動の現状

- 部活動の加入率、運動部は減少傾向
- 部の設置数は、運動部は減少し、文化部は増加
- 運動部は、合同チームによる大会出場が増加



## (3) その他部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状・課題

- 市町または都市部・地方部など地域や競技種目等により様々な状況
- 地域の実情に応じて、多様な実施主体や運営団体等の受け皿の充実が求められる
- 質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者の確保が必要
- 競技や指導の経験がない教員や指導を望まない教員がいる
- 一方で、専門的な知識や技量、指導経験を活かして、子どもたちの指導を希望する者がいる
- 適切な活動時間の設定や怪我・事故への対応等、生徒の健康・安全面への配慮が求められる

# 1. 部活動を取り巻く現状と課題

学校部活動加入率および部員数

【単位：上段(%)・下段(人)】

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
運動部	68.2	66.9	66.1	65.0	63.0
	26,510	26,057	25,994	25,437	24,764
文化部	19.2	18.9	19.4	19.5	20.3
	7,444	7,358	7,647	7,796	7,822

部設置数 (5/1 調査)

【単位：部】

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
運動部	男子	626	628	613	610	588
	女子	609	606	599	589	562
文化部	男子	220	220	231	234	240
	女子	261	266	258	251	256

中体連主催大会：合同チーム出場数（県中体連春季総体実績）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
部 数	18	22	18	24	35

### (1) 将来予測からの基本的な考え方

- 少子化の進展により、本県中学校の生徒数が減少
- 学校部活動設置数の減少
- 学校部活動の加入率・加入数の減
- 合同チーム出場数の増加
- 中体連主催大会（団体種目）への参加数減
- 指導者の不足



学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況

各地域の実情に応じ、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、地域クラブ活動へ移行することにより、新しい価値を創出

- ① 学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な体制づくり
- ② 併せて休日部活動から段階的に新たな地域クラブ活動への移行を進める



### (2) 目指す姿

将来にわたって子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保

<実現に向けて必要な要素>

- 学校と地域が連携した持続可能な体制の整備（合同部活動の導入、受け皿団体の整備）
- 自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築（指導者の確保）
- 適切な活動時間と休養（バランスの取れた生活）



### (3) 学校部活動の地域連携と新たな地域クラブ活動のカタチ

#### ① 学校部活動の地域連携

合同部活動の導入、部活動指導員等により活動機会の確保

- 指導者：部活動指導員等、関係校の教員
- 参加者：当該校の生徒
- 場 所：当該校の施設



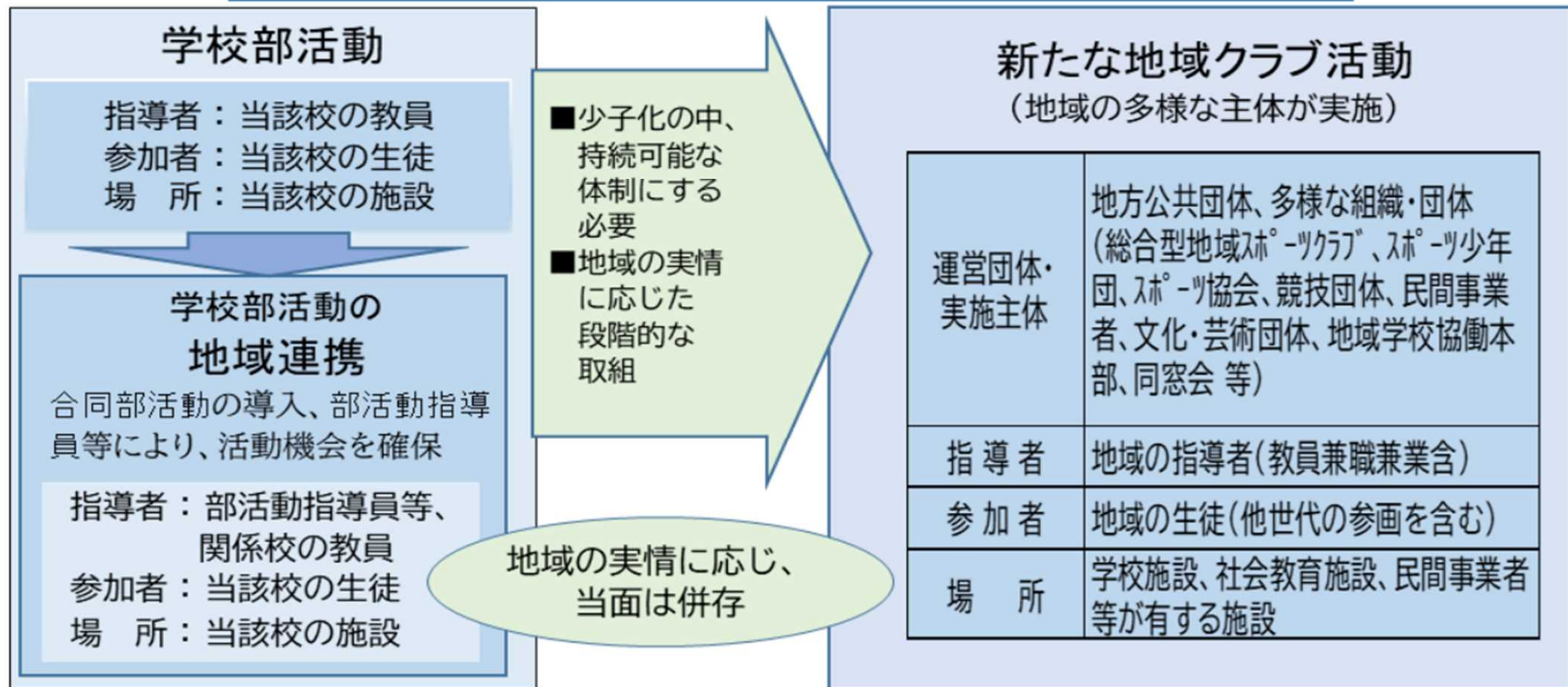
#### ② 新たな地域クラブ活動（地域の多様な主体が実施）

- 運営主体：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、地方公共団体
- 指導者：地域の指導者（教員の兼職兼業含む）
- 参加者：地域の生徒（他世代の参画を含む）
- 場 所：学校施設、社会教育施設、民間事業者等が有する施設



### (4) 学校部活動の地域連携と新たな地域クラブ活動の全体像

#### 学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動 全体像



### (5) 想定される連携・移行パターンの例

生徒のニーズや地域の環境に応じて、連携や移行を進める

生徒の活動の場	活動実施主体、指導者による区分	摘要
A. 学校部活動	1 学校部活動(従来型)	当該校の生徒・教員による部活動 (人数確保のための合同チーム編成の場合を含む。)
	2 拠点校・拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒が参加する部活動
B. 学校部活動 (地域連携)	1 外部連携・支援型	部活動指導員や外部指導者によるサポートによる部活動
	2 拠点校・拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒が参加する部活動
	3 民間事業者等運営・指導型	地域の民間事業者による指導
C. 地域クラブ等活動 (まずは休日)	1 市町主導運営・指導型	市町が地域団体、民間組織等と連携して運営、指導
	2 地域団体等運営・指導型	地域スポーツ団体、学校支援協議会、競技団体等による運営、指導
	3 民間事業者等運営・指導型	地域の民間事業者による指導

～それぞれのモデルパターンの例～

#### A-1. 従来型の例

- ・従来の部活動の運営スタイルを継続する。
- ・人数の足りないチーム同士で合同チームを組む

#### B-1. 外部連携・支援型の例

- ・教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。(部活動指導員)
- ・学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を委嘱する。(外部指導者)

#### B-2. 拠点校・拠点施設型の例

- ・A 中学校を拠点校として、B 中学校と C 中学校の生徒が加わり活動する。  
※B、C 中学校には該当部活動がない
- ・A ホールを拠点施設として、A 中学校、B 中学校、C 中学校が合同で活動する。

#### C-1. 市町主導運営・指導型の例

- ・市町がスポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、地域クラブとして活動する。  
(中学校が活動場所となることもあり)

#### C-2. 地域団体等運営・指導型の例

- ・総合型地域スポーツクラブ等の団体が地域クラブとして活動する。

#### C-3. 民間事業者等運営・指導型の例

- ・スイミングスクール等の民間事業者にて活動する。

※地域の実情や競技種目等により様々な活動の形態等が想定され、当該区分パターンにおいて重複する場合がある。

## 学校部活動の地域連携・地域移行の課題整理

課題	地域連携 (学校部活動)	地域移行 (地域クラブ)	課題・検討内容の概要
①受け皿団体の整備	—	受け皿団体の不足、地域偏在、脆弱な組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の受け皿団体が、学校と連携し、教育的意義を継承した多様な活動に親しむ機会の確保が必要</li> <li>中学生が団体活動に参加できる体制を整えるための団体の組織強化や機能充実が必要</li> </ul>
②活動施設の確保	—	学校施設、社会教育施設等の利用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の活動場所となる公立学校の施設利用や社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用や優先利用など、利用しやすい環境について検討が必要</li> <li>学校の設備や用具の使用について検討</li> </ul>
③指導者数の確保	外部指導者、部活動指導員の不足 大学生指導者の数の確保	地域の指導者の不足 大学生指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒のニーズを踏まえた充実した活動につながるよう、中学校における外部指導者や部活動指導員などの教員以外の指導者の確保が必要</li> <li>スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら一定の要件を満たした地域の指導者を確保する</li> <li>コーチバンクシステムを活用した指導者と学校・団体のマッチング</li> <li>県内大学と連携し、在籍する大学生が指導(補助)者として関わる体制を検討</li> </ul>
④指導者の資質	外部指導者、部活動指導員の質の向上	地域の指導者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の指導者に対し、子どもたちの主体性が促されるような指導等を学ぶ多様な研修会を設定し、資質の向上が必要</li> <li>JSPPOが定める公認スポーツ指導者制度を周知する</li> <li>生徒の安全の確保や事故防止、ハラスメント防止の徹底を図る</li> </ul>
⑤教員の兼職兼業	—	所属長による兼職兼業許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラブ等で指導を希望する教員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う</li> </ul>



## 学校部活動の地域連携・地域移行の課題整理

課題	地域連携 (学校部活動)	地域移行 (地域クラブ)	課題・検討内容の概要
⑥安全管理体制の構築	—	ケガや事故への対応、損害賠償対応の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガや事故が生じても適切な補償が受けられる保険への加入を検討(日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償)</li> </ul>
⑦指導者と部員、部員間トラブルの解決	—	トラブル対処法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者に暴言・暴力等の問題行動が見られた場合や生徒間で事故やトラブルがあった場合の対処法を検討</li> </ul>
⑧会費の設定	—	受益者負担と公費負担のバランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体は、生徒が参加しやすい額となるよう活動の維持・運営に必要な範囲で検討する</li> <li>指導者謝金、クラブ運営費の公費負担の有無の検討</li> <li>生徒の会費負担の保護者理解</li> <li>家庭の経済状況等に関わらず、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が得られるよう配慮する</li> </ul>
⑨広域移動手段の確保	合同チーム参加生徒の移動手段の確保	広域から集まる生徒の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域から生徒が参加する場合、移動手段の確保が必要</li> </ul>
⑩大会等への参加機会の確保	合同チームの大会参加の調整	地域クラブの大会参加の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会参加資格を学校単位に限定することなく地域クラブや合同チームが中学生の大会に参加できる環境を整える(中体連参加資格の整理)</li> </ul>
⑪生徒・保護者・地域の理解	外部指導者、合同チームへの理解	地域クラブへの理解 会費(自己負担)への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動の地域連携・地域移行への理解が必要</li> <li>教員以外が指導者となることへの理解が必要</li> <li>合同チームとなり、活動参加(移動)にコストがかかることへの理解が必要</li> <li>地域移行となった場合の会費(自己負担)が発生すること、公費負担への理解が必要</li> </ul>

第25期 第1回滋賀県スポーツ推進審議会

参 考 資 料

令和6年8月27日（火）

滋 賀 県

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 60 号

## 滋賀県スポーツ推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 スポーツ推進計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 スポーツの推進に関する施策の推進（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 財政上の措置（第 25 条）

付 則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しみ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体（スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「スポーツ団体等」という。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

**第 2 条** スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。）がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者（以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。）を育成すること。
- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の

意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。

- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

**第4条** 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

- 2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

- 3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、従業者のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業者の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

**第6条** スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むように努めるものとする。

- 2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町等との連携協力等)

**第7条** 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。）との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

- 3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

## 第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

**第8条** 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する基本的な方針
- (2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標
- (3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。



7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（実施状況の報告等）

**第9条** 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

### 第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

**第10条** 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民参加の促進等）

**第11条** 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。）への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の心身の健康の保持増進等）

**第12条** 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（子どものスポーツ活動の推進）

**第13条** 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

（学校におけるスポーツ活動の推進）

**第14条** 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（障害者のスポーツ活動の推進）

**第15条** 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境等を活用したスポーツ活動の推進）

**第16条** 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ボート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

**第17条** 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手等との交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

**第18条** 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

**第19条** 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

**第20条** 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

**第21条** 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対する関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

**第22条** 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

**第23条** 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

**第24条** 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 財政上の措置

**第25条** 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第8条第1項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

# 滋賀県スポーツ推進審議会条例

## (設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時の委員若干人を置くことができる。
- 3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
- 3 臨時の委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

## (会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員および議事に関係のある臨時の委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員および議事に関係のある出席臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県文化スポーツ部において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 付 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

## 付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

## 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

